

午前10時00分 開会

○議長（山本一成君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第7号により行います。

日程第1により、13日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○1番（穴井宏二君） 月曜日の朝1番ということで、さわやかにやっていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、議長の許可をいただきまして、通告の中の4番の市営住宅につきましては、今回は取りやめとさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。あとは通告の順番どおり行わせていただきます。

では、まず低炭素社会へ向けて、新エネルギーということで担当課長と一緒に勉強させていただきまして、今回、質問させていただきたいと思えます。

まず、新エネルギーについて若干述べさせていただきたい、皆さん御存じだと思いますけれども、述べさせていただきたいと思えます。

今、テレビ・ニュース等で「新エネルギー、新エネルギー」ということでよく言われております。日本のエネルギー自給率というのが、原子力を除きますと、今やわずか4%しかない、そういうふうにデータとしては出ているところでございます。1960年代にはエネルギー自給率は57%だったのですけれども、70年代から一気に14%に減りまして、現在は自給率が4%、こういうふうに非常に低くなっている状況でございます。その他の電力源につきましては、約8割を輸入に頼っている、そういうふうなことが今後のエネルギーの確保につきまして、温室効果の削減についても大きな課題と言われているところでございます。また、高度成長時代を通じまして大量生産・大量消費・大量廃棄といった使い捨ての社会システムを資源循環型社会へと転換することで、地球温暖化だけではなくて有害物質、またさまざまな環境問題の解決につながると期待されているところでございます。

先ほど申し上げました新エネルギーにつきましても、2005年の発電電力量のうち、例えば地熱とか太陽光、風力、こういうような新エネルギーにつきましては、全体の0.7%にすぎない、そういうふうに言われております。こういうふうな新エネルギーをいかにふやしていくか、増加させていくかが今後の課題となっております。政府は一昨年度すかね、2006年、新たなバイオマス・ニッポン総合戦略を決定いたしました。この中でバイオマスタウン構想に取り組む地域を2010年には300地区程度まで拡大することなどが目標に掲げられているところでございます。現在はどのくらいしているか、はっきりした数字はあれですけれども、昨年、平成20年6月に当時の福田総理大臣が、「低炭素社会日本を目指して」のスピーチの中で、地球温暖化対策推進本部の提言を受けまして、低炭素社会づくり行動計画が決定されているところでございます。この行動計画は、経済的手法を初めとした国全体を低炭素社会へ動かすための取り組みについて策定されておりまして、化石資源エネルギーにかわって二酸化炭素の排出を抑えた新たなエネルギーの導入が必要となっている、そういうふうにうたわれております。この行動計画の中にある新たなエネルギー政策の中でバイオマスタウンと太陽光発電につきまして、今回質問をさせていただきたいと思えます。

まず、バイオマスタウンについて。よく聞く基本的な言葉でございますけれども、このバイオマスというのはどういうものを言うか、まず教えていただきたいと思います。

○農林水産課長（筑浜 直君） お答えいたします。

バイオマスとは、生物資源——これが「バイオ」と申しますが——の量をあらわす概念でございます。再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたものと定義をされ

ております。太陽のエネルギーによって無機質でございます水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物で、私たちのライフサイクルの中で生命と太陽エネルギーがある限り再生可能な資源でございます。またバイオマスは、生物の成長過程で光合成によりまして二酸化炭素を大気中から吸収したものであることから、これをエネルギー源として活用いたしましても、二酸化炭素は増減ゼロとなるカーボンニュートラルと呼ばれる特性を有しております。このため温室効果ガスの一つである二酸化炭素、これは化石資源から生み出されるエネルギー、あるいは製品の多くをバイオマスで代替することによりまして大幅に削減が可能となります。具体的に申しますと、家畜排泄物等によりメタンガスを発生させ発熱や発電を行うとともに、堆肥や液肥として利用する方法、それから木くず、これを固形燃料化、ペレットチップという形で石油、石炭などの化石燃料の代替燃料として使うことによりまして、CO₂の削減効果があるということでございます。

○1番（穴井宏二君） ありがとうございます。今述べていただきましたように、いろいろな資源がバイオマスとして使用できるというふうになっております。まだほかにも例えば食品業者から野菜くずとか食品廃棄物、また廃食用油、一般家庭から出される生ごみとか下水汚泥も、今、資源として取り組んでいるところもあるようでございます。2007年のデータによりますと、食品廃棄物の発生量は全国で2,000万トンに上ったようでございますけれども、そのうち飼料として利用されたのは約4分の1程度で、残りはすべて廃棄されている、こういうふうなデータとしてはなっているようでございます。

そういう中でこのバイオマス・ニッポン、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、もちろんいろんな影響があるわけでございますけれども、私も昨年、大分県で先進的にこのバイオマスタウンに取り組んでいる日田市の方に視察に行かせていただきました。ここでは畜産、日田は畜産が多いところで、ちょっと問題になっている豚のし尿とか家庭の生ごみ、事業系の生ごみを集めてメタンガスを発生させて、そのガスを自家発電用に利用して堆肥とか液肥を製造して地域の農家に提供している、こういうふうなことでございまして、このような循環型社会を目指す新たな取り組みを目の当たりにしたわけでございますけれども、そういう日田の方でやっていることに非常に驚きを感じた次第でございます。

そこで、このバイオマスタウンの目的等につきまして、国・県の、別府はまだだと思えますけれども、国・県の取り組みについて伺いいたします。

○農林水産課長（筑浜 直君） お答えいたします。

バイオマスタウンについて、国は平成14年12月にバイオマス・ニッポン総合戦略を閣議決定しておりますが、これは化石資源への依存を減らし、限りある化石資源を次世代も引き続き活用できるようにするとともに、4点の目的を掲げております。まず1番目に、地球温暖化の原因であるCO₂の排出の削減、それから循環型社会の形成、三つ目に、農林漁業、農山漁村の活性化、4番目に、競争力ある戦略的産業の育成となっています。特に3番目の農林漁業の活性化が大きな柱になっていると思っています。このことから、持続的に発展可能な社会、バイオマス・ニッポンの実現に向けて、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議が地域のバイオマスの総合的かつ効率的な利活用を図るバイオマスタウン構想、平成16年8月から募集をしております。このバイオマス利活用事業を進めるために、地域バイオマス利活用交付金がありまして、バイオマスタウン構想の策定や施設整備等について最高2分の1まで補助がされます。

現在、全国で172の地域の構想が発表されております。大分県では、16年8月に大分県バイオマス総合利活用マスタープランを策定しており、平成17年に日田市、平成20年に宇佐市、平成21年には佐伯市の3市が構想を発表しております。日田市の場合は、林業、畜産業が主なバイオマス資源となっております。先ほど議員が視察されたメタンガスを発生させますバイオマス資源化センター等を建設して自家発電、それから堆肥、液肥

を製造しております。宇佐市は、農業、畜産業、それから焼ちゅうかすなどが主なバイオマス資源となっております。佐伯市は、廃食油のバイオディーゼル燃料化、それから市の面積の9割を占めます森林を中心とした林業系のバイオマス資源となっております。

○1番（穴井宏二君） 今おっしゃっていただいた中で、2月現在で172の地域がバイオマスタウン構想に取り組んでいる、そういうふうにお聞きいたしまして、非常なスピードで進んでいるな、そういうふうに思いました。

そこで別府市としまして、このバイオマスタウン、温泉地なのですがけれども、この別府としましてバイオマスタウン構想の取り組み状況について、どういうふうになっているかお願いいたします。

○農林水産課長（筑浜 直君） お答えいたします。

バイオマス資源につきましては、大きく分けて廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物等その他のバイオマスの3種類に分けられますが、別府市の農林水産関係は、廃棄物系バイオマスといたしまして家畜排泄物、木質バイオマス、それから未利用バイオマスとして農業廃棄物がございますが、そのいずれも量的には少ない状況であります。さらにバイオマスタウン構想を発表しています3市と別府市を比較いたしますと、産業別人口のうち第1次産業は3市が11%から約14%、これに対しまして別府市は1.5%となっております。農業生産高は、日田市が約134億円、それから宇佐市が123億円、佐伯市が62億円に対しまして、別府市は9億7,000万円と規模が極端に小さく、別府市の中心部は市街化されておりまして、農地はほとんどない状況でございます。規模的にも、経済効率を考えましても、バイオマス構想として取り上げますほどの資源はほとんどない状況でございます。

なお、別府市においてバイオマスエネルギーとなり得るものということで、食品工場等から排出されます食品廃棄物と一般家庭から排出されます生ごみと思われれますが、食品廃棄物につきましては、食品リサイクル法により食品循環資源の再利用等が促進されております。また一般家庭ごみの生ごみの減量、それからバイオマス化を推進すべく、別府市では生ごみ処理器の購入に際して補助金を交付しております。

○1番（穴井宏二君） そこで、私が全国で温泉地、似たような状況の中でバイオマスタウンに取り組んでいるところがないかなということで、ちょっと調べさせていただきましたら、ちょっと遠いのですがけれども、新潟県の湯沢町がバイオマスタウン構想を発表しておりまして、ここもスキーリゾート地で温泉のまちということで有名なのですが、別府と非常によく似た形態でありました。産業別就業人口が、第1次産業が5.6%、第3次が79.9%ということで、非常に別府と似ておりまして、バイオマス資源もほとんどなくて、廃棄物系のバイオマスが主体となっているようでございます。主に食品廃棄物、生ごみとか下水汚泥、廃食油、あと木材、そういうふうなバイオマスをエネルギーとしているということで、スキー場ですから、雪対策とかそういうふうなものに利用する予定であるということでございました。まだ現実には進んでないということでございますけれども、隣の町が、隣に二つ町があるそうなのですが、そこもバイオマスタウンに取り組んでいるということで、同時スタートを考えているというふうなことでございました。そういう中で別府市としても、別府だけでバイオマスタウン構想を考えていくのではなくて、また隣の日出、杵築等と広域的な取り組みをやっていけば、またそれぞれの特色を生かして温暖化防止と低炭素社会への取り組みができるのではないかなと思っているところでございます。

課長からもちょっとデータをいただいていたのですがけれども、別府の資源としては、やはり観光地でございますので、ホテル・旅館等の食品廃棄物の利用されていない率が、県下で一番多かった、そういうふうなデータもありまして、これに加えて廃食油とか下水汚

泥とか加えれば、非常におもしろいのではないかな、いけるのではないかな、そういうふうな感じも持っているところでございます。

先ほど日田の資源化センターの話もさせていただきましたけれども、平成17年からスタートしたということでございますけれども、焼却ごみの量の移り変わり、平成16年が2万1,000トンでありまして、17年が1万9,700トン、18年が1万6,400トン、こういうふうにだんだん減ってきている。これで本当に非常に経費削減につながっている、そういうふうなことでございました。日田の取り組みとしては、まずやはり住民意識の改革といいますか、そういう中で生ごみの分別に力を入れたようでございますけれども、全自治会を回って説明会を開いて、それが徐々に徐々に浸透してきた、そういうふうなことでございました。そういう意味でぜひ先進地のバイオスタウンを進めている地域へ視察をしていただいて、ぜひともこの温泉地別府でも進めていただきたい、そういうふうに思うところでございます。

あともう一つ。福岡県の大木町というところが、大木循環センターというバイオマスの施設があるようでございますけれども、ここも焼却ごみの減少が前年比約60%減少した。ごみ処理費の減少の見込みが約9,000万円、そういうふうなことでございました。これも課題としては住民の理解と協力がやはり必要である、こういうふうになっております。ぜひとも、また先進地の視察等も含めて進めていただければと思います。

では、以上でこの項を終わります。

続きまして、太陽光発電に移らせていただきたいと思います。

この太陽光発電でございますけれども、100年に1度と言われる経済危機の打開策として、世界は環境分野を経済成長の牽引役とするグリーン・ニューディール政策を選択しております。アメリカでは約500万人、日本では220万人の雇用を見込む環境投資がされるようでございます。そこで、これからの経済成長を支えて雇用を生み出すことが期待できます再生可能なエネルギーは、20世紀は自動車が主にしたわけでございますけれども、21世紀は低炭素社会へ向けましての大規模な投資で金融危機やエネルギー不足、温暖化のこの三つの危機を克服する、こういうふうな考えが出ております。日本といたしましても、2015年までに環境ビジネス市場を2006年の1.4倍、100兆円規模にし、雇用も80万人増の220万人の確保を目指す、こういうふうな方針が出ております。また、今ドイツに譲っている太陽光の導入量世界一の座を奪還する姿勢を打ち出しております。また、次世代のエネルギー太陽電池を自動車や電気のような基本的な産業に育成していくソーラーシステム産業戦略研究会を設置しております。

そこで、経済産業省は2008年に太陽光発電の導入を支援する補助金制度を復活させまして、2009年度予算にあわせて13万5,000世帯に補助するなど普及策がだんだんと動き出してきているところでございます。そこで、最近頻繁に聞かれるようになりました太陽光発電につきまして、基本的にこの太陽光発電とはどのようなものか、お願いいたします。

○政策推進課長（梅木 武君） お答えいたします。

太陽光発電とは、太陽光が当たると電気が発生する太陽電池と呼ばれる装置を利用して、太陽エネルギーを直接電気エネルギーに変換する発電方式とされております。

○1番（穴井宏二君） そうですね。太陽電池は地球温暖化の原因となります二酸化炭素、また有害なガスを一切出さずに、太陽がある限り、太陽がなくなる限り発電をし続ける、そういうふうなクリーンなエネルギーでございます。この太陽光発電につきまして、いろんなメリットがあると思うのですが、そのメリットをお願いいたします。

○政策推進課長（梅木 武君） お答えいたします。

太陽光発電のメリットとしては、大きく三つが掲げられます。一つ目は、クリーンで無

尽蔵なエネルギーを利用するということでございます。これは、エネルギー源が太陽光であるため、無尽蔵かつ無償であり、また電気に変換するときに二酸化炭素や窒素酸化物などの地球温暖化や大気汚染の原因物質を発生しないため、クリーンエネルギーとして今注目されているという点でございます。二つ目に、電気料金の削減につながるということでございます。発電しました電力は、建物内で使用できるため、発電量に応じて電気料金が低減されます。また余剰電力を電気会社へ売電するシステムもあります。三つ目は、寿命が長く、維持管理が容易ということでございます。太陽電池パネルは、運転・維持・保守が容易で20年から30年間の長期間利用が期待できるという、この3点でございます。

○1番（穴井宏二君） 寿命が長く維持管理が容易、ほかには電気料金の削減ということですね。非常にいいメリットがあるようでございます。そういう中で別府市での太陽光発電の普及状況、これについてデータの的にどうなっているか。お願いいたします。

○政策推進課長（梅木 武君） 別府市での普及状況はどうかということでございますけれども、別府、日出、杵築、国東、姫島、由布市の一部を管轄します九州電力の別府支店管内では、ことしの1月末現在で1,467件と伺っております。九電さんによりますと、管内に設置した件数しか把握できてない、したがって、別府市内の件数は把握できておりませんという回答でございました。

○1番（穴井宏二君） 件数でございますが、ちょっと私も自分なりに調べさせていただきました。ちょっと合っているかどうかかわからないのですけれども、ほぼ間違いのないと思いますが、2002年が38件、2003年が42件、2004年が43件、2005年が31件、それに近い数字ではないかなと思っております。それから爆発的にふえているといえそうではない、そんな数字ではないかなと思っているところでございますけれども、この太陽光発電の普及の取り組みとしてはどのようなことをしておりますでしょうか。

○政策推進課長（梅木 武君） お答えします。

まず国の事業としまして、経済産業省がことしの1月におきまして住宅用太陽光発電システムの設置に関する補助制度を設けました。これは京都議定書の目標達成計画等で示されております太陽光発電の導入目標を達成するため、及び太陽光発電の大量導入を可能とするために、住宅用太陽光発電システムの低価格を促しつつ、市場の拡大を図ることが目的とされております。この件に関しまして、去る1月に県より、住宅用太陽光発電導入支援対策補助金の広報依頼がございましたので、市報3月号で市民の皆様にお知らせしたほか、建築指導課にてパンフレットを備えております。

なお、社団法人ソーラーシステム協会が県を通じて行っている調査によりますと、この補助制度につきましては、九州では1県7市5町で補助制度を設けておるようですが、大分県内では補助制度を設けている自治体がないという状況でございます。

○1番（穴井宏二君） まだまだ補助制度が普及していない、そういうふうな状況でございます。今だんだん普及している状況のようでございますので、またお願いしたいと思っておりますけれども、このような太陽光等、環境分野へ投資をすることでいろんな経済的な影響がありまして、発展も期待できると思えます。このようなグリーン・ニューディールを押し進めていくためにも、別府市でも補助制度をぜひ進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○政策推進課長（梅木 武君） お答えします。

環境保護のため、クリーンエネルギー産業への施策を図り、それによる新たな雇用を生み出し景気回復を目指す、いわゆるグリーン・ニューディール政策は、国が主体となって地方が連携し取り組むべき課題と認識しております。

今お尋ねの、補助制度を検討してはどうかということでございますが、まだ大分県下で、県もほかの市町村も普及というか補助を考えてないという状況と、また私どもの現下の厳

しい財政状況を勘案しますと、当面は難しいと考えております。県内各市町村の動向を見極めながら、中・長期的に検討していきたいと考えております。

○1番(穴井宏二君) ぜひ、前向きに取り組んでいただきたいと思います。この日本版ニューディール政策でございますけれども、太陽光発電に限って言いますと、全国の学校、また国、自治体の庁舎、また公園等の施設に太陽光パネルを設置して民間への普及の呼び水としたい、そういうふうなことでございます。まず最初に公共施設に率先して太陽光パネルを設置する、そういうふうな考えが打ち出されているようでございますので、ぜひ民間部門への雇用拡大の呼び水として補助制度を設けていただきたい、このように申し上げまして、この項の質問を終わります。

続きまして、地域WiMAXについてということでございます。お願いいたします。

この「地域WiMAX」という言葉、時々聞かれるようになりましたけれども、まだなかなか耳なれない言葉ではなかろうかと思えます。この地域WiMAXにつきましては、もともとWiMAXから生まれたものでございますけれども、まず、そのもとのWiMAXにつきましては、どのようなものか教えていただきたいと思います。

○情報推進課長(大田英晶君) お答えいたします。

WiMAXとは、最大75メガビットパーセカンドの伝送速度、最長50キロメートルまでの伝送距離を実現できる高速データ通信を行う無線システムでございます。

○1番(穴井宏二君) その最大75メガ、50キロということでございますけれども、そのWiMAXが登場したそもそもの背景についてお願いいたします。

○情報推進課長(大田英晶君) お答えいたします。

WiMAXは、アメリカ電気電子学会で提案された無線通信技術で、アメリカなど広大で有線によるブロードバンドが敷設できない地域にラストワンマイルを接続する手段として登場しました。

○1番(穴井宏二君) このWiMAXにつきましては、ラストワンマイルということでございます。ブロードバンドが利用できない地域にサービスをするということでございますけれども、これについて、WiMAXに対する政府の取り組みはどうなっているのか、お願いいたします。

○情報推進課長(大田英晶君) お答えします。

全国のブロードバンドゼロ地域の解消、デジタルデバイドの解消に向けて2010年度を目標とした官民連携の取り組みが、総務省より推進されています。この中で、全国におきまして100%のブロードバンドネットワークの実現を目指しており、これにより医療、福祉への利用、宿泊施設の予約、観光産業、地場産業への利用、eラーニング基盤の提供や教育分野、雇用対策分野への利用など、地域ニーズに応じた技術が活用できる環境の整備を行うとしております。

○1番(穴井宏二君) そういう中で地域WiMAXというのが出てきたわけでございますけれども、この地域WiMAXの目的は、先ほどもおっしゃいましたデジタルデバイドの解消、情報格差の解消ですね、それから地域の公共サービスの向上、福祉の増進ということがございます。この地域WiMAXの基本的な、地域WiMAXというのはどのようなものか、お願いいたします。

○情報推進課長(大田英晶君) お答えします。

WiMAXが利用する周波数帯域としまして、電波利用を管轄する総務省では、全国バンドと地域バンドを設定しております。全国バンドは、全国を単独のサービスとしてカバーするもので、30メガヘルツの幅の周波数を二つ割り当てております。地域バンドは、市町村単位で割り当てられる10メガヘルツ幅の周波数帯域のことでございます。この地域バンドを活用した無線サービスのことを「地域WiMAX」と呼んでいます。

○1番(穴井宏二君) では、その地域WiMAXの特徴、技術、今どのようなものがあるか、具体的にお願いいたします。

○情報推進課長(大田英晶君) お答えします。

地域の特性、ニーズに応じたブロードバンドサービスを提供することにより、デジタルデバイドの解消、地域の公共サービスの向上等、当該地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的としております。

○1番(穴井宏二君) ありがとうございます。そこで、別府市でもこの地域WiMAXについてちらほらと話を聞いたりするのですけれども、別府市としてこれがサービスになった場合に実現可能なサービス、別府市としてどのようなサービスが実現できるのか、これについてお願いいたします。

○企画部長(亀山 勇君) お答えをいたします。

この地域WiMAXの内容につきましては、現在、民間企業でもございます別府のCTBメディア株式会社が、これは総務省より地域WiMAXの免許を取得いたしまして、来年度より事業開始を予定しているというふうに聞いてございます。この中で、このCTBメディア株式会社が事業としてどのようなサービスを展開するかによりますけれども、当初の説明をお伺いする中では、高速無線アクセスサービス、それから地域イベントのライブ配信サービス、観光情報配信サービス、それから児童登下校見守りサービス等を検討しているというふうに聞いてございます。

別府市といたしましても、今後、このCTBメディア株式会社側から具体的なサービスメニューが提示をされるものと考えてございますので、今後、この費用対効果などを考慮する中で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○1番(穴井宏二君) 今、部長がおっしゃっていただいた中で、一つ、12月議会でもちょっと申し上げましたけれども、児童登下校見守りサービス、これが私の知り合いもたまたま受けていたのですけれども、メールが入って子どもがどこにいるかというのがよくわかるということで、非常にいいということを言っておりました。今回それで取り上げさせていただいたわけでございますけれども、今おっしゃったこのサービスの登下校見守りサービス、ぜひともこれを検討していただければと思います。

では、この件につきましては終わらせていただきます。

続きまして、ふるさと応援寄附金について若干質問をさせていただきたいと思います。昨年の12月議会で湯のまち別府ふるさと応援寄附条例の設置が議決されました。本当に別府市としても全国の自治体の中でも早い方の取り組みではなかったかなと、非常に感激をしているところでございます。この湯のまち別府ふるさと応援寄附条例につきまして、まず、現在の寄附金の状況につきまして、どのようになっているかお願いいたします。

○政策推進課長(梅木 武君) お答えします。

現在の寄附状況ということでございますが、去る20年度補正予算の3月議会の補正予算で提案させていただきましたけれども、それと変わっておりませんで、現在は4件で、総額は32万5,000円となっております。

○1番(穴井宏二君) はい、わかりました。私も以前、九重町の方にこの件で行かせていただいたことがございます。九重町の取り組みとしては、この応援寄附金の取り組みを新聞社等に流して取り上げてもらうとか、とにかくいろんな案を出す、それで一つでも当たればいい、そういうふう言われております。また、県人会とか軍人会にチラシを配布して、そこから会員さんに送ってもらっている。そのため費用はかかっていない。また、観光協会の許可を得まして旅館や民宿等にチラシを置いている、そういうふうなことをやっているということでございました。自主財源の確保の意味からこのふるさと応援寄附金、これを募ることは非常に大事なことでありと思っております。今後の取り組みはどう考え

ているのか、お願いいたします。

○政策推進課長（梅木 武君） 今後の取り組みということでございます。この基金につきまして、自主財源の確保という面から重要と認識しております。まず現在までの取り組みといたしましては、市の公式ホームページ上にサイトを立ち上げました。それと制度の内容を説明したリーフレットを作成しました。このリーフレットにつきましては、県の出先機関である東京、大阪、福岡の各事務所に置いてもらいまして、各地で県人会等を開催する折には会場でお配りして、会場で参加者の皆様に配布していただくことになっております。

また今後につきましては、市内の高校の同窓会などにお配りして、各地で別府市の高校のOB会等が開催される折には、リーフレットをお配りして寄附の募集をしていきたいと思っております。いずれにしましても、今後、いかに募集、寄附していただけるかという方法につきましては、いろいろ知恵を絞っていききたいと考えております。

○1番（穴井宏二君） そこで、私もちょっと調べさせていただいたのですが、岩手県の一関というところで旅館・ホテルの宿泊割引というのをやっているようでございます。このふるさと応援寄附金をされた方に一つの政策として宿泊割引をやっている。ちょっと幾らか忘れましたが、30近くの旅館・ホテルでされているようでございます。ですから、別府のリピーターをふやす意味で、そういうふうな思い切った政策をやっていくのもどうかと思います。よろしくをお願いします。

これについて、終わらせていただきます。

続きまして、市道の白線、道路標示について質問をさせていただきたいと思えます。

今、市道全域におきまして道路区画線、また道路標示、車が通行する中で特に夜の雨降りとか非常に薄くなっていて見えにくい。特に女性ドライバーの方とか非常にわかりにくくて困っている、そういうふうな声が聞かれます。このような道路区画線につきまして、道路交通法ではどのような位置づけになっているのか、お願いいたします。

○道路河川課長（小野信生君） お答えいたします。

道路の路面標示でございますが、道路交通法及び道路法に基づきまして、道路の路面に描かれた道路鋸、それからペイント、それから石等による黄色や白色線及び記号または文字であります。そのうち道路標示と道路区画線に分けられまして、道路交通法に基づきまして都道府県公安委員会が設置するものは、規制にかかわる道路標示、いわゆる黄色のセンターライン、それから一たん停止線及び横断歩道等でありまして、道路構造令に基づき道路管理者が設置する道路区画線は、白色のセンターラインや車道外側線などがございます。いずれにしましても、道路交通と密接な関係がございますので、公安委員会と協議の上に設置しているところでございます。

○1番（穴井宏二君） ありがとうございます。そこで、非常に素朴な質問でございますけれども、この道路区画線ですね。去年の国体があるころにはかなりきれいになるかなと思っていたのですが、最近非常に進んできているようでございますが、この塗りかえ、道路区画線の塗りかえは毎年どのくらいの量で行われているのか。また、塗りかえ時期の Spann につきましては、どのように考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

○道路河川課長（小野信生君） お答えいたします。

議員御指摘のように、年数の経過による自然劣化及び通過車両による磨耗等によりまして、区画線や道路標示の損傷が起きております。これらの塗りかえにつきましては、毎年施行しておりまして、過去3年間では平成18年度に3,400メートル、それから平成19年度は約1万1,000メートル、平成20年度は見込みであります、約7,600メートルの塗りかえを行っております。

また塗りかえの時期でございますが、特に定めておりませんが、市内パトロールや地元

の要望等を受けまして、公安委員会と協議の上、塗りかえの作業を行っているところでございます。

○1番（穴井宏二君） お聞きいたしまして、ここ3カ年でも、各年度によりまして設置距離に若干ばらつきがあるような気がいたしますけれども、パトロールとかする中で計画的にやっていくことはできないのかということと、また予算的なものはどうなっているのか、これについてお願いいたします。

○道路河川課長（小野信生君） お答えいたします。

ただいまお答えいたしました施行の距離の違いでございますけれども、去年は国体等の行事を控え、事前に多くの塗りかえをした例がございます。平年では5,000メートル程度であります。また、補修などで1カ所1カ所部分補修を行いますと、非常にコストが高くなるため、補修箇所をまとめて発注しているところでございます。

また、予算でございますけれども、国からの交通安全対策特別交付金を充てております。この交付金は、交通反則金収入等により道路交通安全施設の設置並びに管理に要する費用に充てるため、都道府県及び市町村に交付されるもので、別府市では例年約3,000万円が交付されております。

また、平成20年度で各線に設置を要した費用でございますが、見込みでございまして、五、六百万円でございます。

○1番（穴井宏二君） はい、わかりました。この道路区画線の塗りかえ・補修整備をされているわけでございますけれども、そういう中でいろんな問題点があると思います。それと今後の対応、対策、これについてどのようになっているのかお願いいたします。

○道路河川課長（小野信生君） お答えいたします。

問題点といたしまして、予算面で申し上げますと、この交通安全対策特別交付金は道路の反射鏡及び道路防護さくなど、すべての交通安全施設の設置及び管理に充てる費用でありまして、道路区画線への予算配分が非常に限られること、それから塗りかえ後に道路占有者の掘削等によりまして、繰り返し塗りかえが起こってくるなど考えられます。しかしながら、この区画線の消滅等の原因によりまして交通事故にもつながりかねませんので、今後も引き続きパトロールを行い、公安委員会とも十分調整を図りながら安全対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○1番（穴井宏二君） ありがとうございます。今回この質問をさせていただきましたのも、住民の方からの一つの声がありまして、最近女性ドライバーが多くなってきているということで、非常に自分も危険を感じているという声がありました。それと、やっぱり交通事故の観点から重大事故を起こしてはならないという、そういうふうな思いもございまして質問をさせていただいた次第でございます。これからも、よろしくお願いいたします。

この項は、終わらせていただきます。

続きまして、環境美化条例について質問をさせていただきたいと思います。

別府市の地域環境美化条例があるわけでございますけれども、これに定められている各項目、いろんな項目があるかと思います。この項目につきまして指導件数、地域別の指導件数等がわかればお願いいたします。

○環境課長（衛藤保美君） お答えいたします。

地域環境美化条例につきましては、適宜巡回を行っている状況でございますが、御質問の地域別件数については、統計をとっておりません。注意・指導等は行っておりますが、命令及び罰金には至っていないのが実情でございます。

平成19年度に別府駅前地域におきまして、ごみのぼい捨て状況を調査いたしました。調査方法は9ブロックに分けまして、吸い殻、空き缶、その他——その他というのは、お

菓子とか紙袋等を指します——ばい捨ての状況を調査いたしました。結果として、吸い殻 732 本、空き缶 119 本、その他 241 枚の回収となっております。今後も継続して調査を進めてまいりたいと考えております。

○1 番（穴井宏二君） 駅前地区でそのような吸い殻等の数字が出たということは、非常に多いなという感じがしております。ぜひ地域別の指導件数、これは把握できると思いますので、ぜひ細かく把握をお願いしたいと思います。

それから、よく聞かれます捨て犬、捨て猫ですね。どこから来たかわからない犬、猫、この現状、それから今後の対策はどうなっているのか、お願いいたします。

○環境課長（衛藤保美君） お答えいたします。

犬につきましては、狂犬病予防法がありまして、捨て犬や野良猫がいた場合、東部保健所にて捕獲をしております。19 年度の捕獲数は 126 頭と報告を受けました。猫につきましては格別の法律がなく、把握ができておりません。市内の多くの地区で猫の苦情が絶えておりません。捨て猫や捨て犬の問題は、飼い主や野良猫等にえさをやる人たちのマナーの問題が大きいと考えております。先般、大分県よりの動物愛護に関する文書が届き、ペットを捨てた場合は罰金があるのですよと広報してくださいという文書が届きました。市報 3 月号でも特集を組みまして、さらに飼い主等について啓発活動に力を入れていきたいと考えております。

○1 番（穴井宏二君） 市報 3 月号を私も見せてもらいまして、開いたすぐ、「春のマナーアップ」ということで、捨て猫、捨て犬等も出ております。ぜひまた今後の啓発をお願いしたいと思いますけれども、この捨て犬、捨て猫はなかなかエンドレスな戦いになるのではないかなと思いますけれども、他市ではこの捨て犬、捨て猫に対しまして不妊手術をやっているところがあるようでございますが、別府でもこのような不妊手術について補助金を出して、もっと進めていったらどうかと思いますけれども、この不妊手術の補助金についてはどのような見解を持っておられますか。

○環境課長（衛藤保美君） お答えいたします。

不妊手術につきましては、ペットを飼うマナーとして、繁殖目的以外のペットについては不妊・去勢手術を行うことが望ましいと考えております。

それから、補助金につきましては、野良猫に対する苦情が多い中、解決の方法として不妊・去勢手術があります。補助金にという御質問でございます。県内では佐伯市が雄に 2,000 円、雌犬 3,000 円となっております。大分県獣医師会でも、飼育を目的に引き取っていただいた方には、雌犬について補助金を出している状況でございます。別府市としては、飼い主のマナーとして不妊手術を受けることが望ましいと考えておりますことから、今後は検討課題とさせていただきたいと思っております。

○1 番（穴井宏二君） ぜひ補助金を出して、この捨て犬、捨て猫の対策に取り組んでいただきたいと思っております。

これで、この項の質問は終わらせていただきます。

続きまして、学校耐震化の問題でございます。お願いいたします。

学校耐震化の問題でございます。まず平成 20 年、去年の 4 月 1 日現在の市内の公立小・中学校の耐震化率、それから 21 年度予算に計上している耐震化する校舎を含めると耐震化率はどうかのか、これについてお願いいたします。

○教育総務課参事（末吉正明君） お答えいたします。

平成 20 年 4 月 1 日現在、別府市の公立小・中学校は 76 棟あり、昭和 56 年以前の建物が 56 棟ございます。この 56 棟のうち耐震化の必要な建物は 37 棟となっており、別府市の耐震化率は 51.32% となっております。また大分県内の平均の耐震化率は 60.1% となっております。今年度整備いたしました青山中学校北教室棟及び山の手中学校体

育館の2棟と、平成21年度耐震化を計画しております校舎及び体育館7棟を加えますと、64.38%となります。

○1番（穴井宏二君） お聞きする中で、公立小・中学校の耐震化に必要な37棟の中で緊急性の高いのは10棟であるというふうにお聞きいたしました。昨年、文部科学大臣が提唱しました「緊急総合対策を踏まえた学校耐震化加速に関するお願い」がありますけれども、これにつきまして市町村へどのような財源負担の軽減があるか、これについてお願いいたします。

○教育総務課参事（末吉正明君） お答えいたします。

昨年、文部科学大臣が提唱した「緊急総合対策を踏まえた学校耐震化加速に関するお願い」の内容についてでございますが、新防災対策特別措置法の改正に伴い、国庫補助率の引き上げ等を受け、今後緊急性の高い公立小・中学校施設の耐震化を図るとの政府方針をさらに加速し、できる限り早期に耐震化を整備することが提唱されております。

また、市町村への財源負担にどのような軽減があるかとの御質問でございますが、法の改正により耐震化事業において補助率がかさ上げされ、起債の充当率や地方交付税の充当割合が拡充されたことにより、実質的には地方負担が軽減されております。

○1番（穴井宏二君） 地方負担は、ほとんどなくなっている状況ではないかなと思います。そこで耐震診断について、耐震診断の結果の公表はされたのかどうか、これはどうでしょうか。

○教育総務課参事（末吉正明君） お答えいたします。

公立小・中学校の校舎等につきまして、今年度耐震診断が完了いたしますが、平成21年度に幼稚園の耐震診断を行う予算を計上しておりますので、全建物の耐震診断終了後、再度整備計画の見直しを行い、整備計画とあわせ公表いたしたいと考えております。

○1番（穴井宏二君） これを公表している自治体も出てきておりますので、まだ全国的には40%ぐらいでしたかね、公表しているのが。少ない状況でありますけれども、文部科学大臣のお願いにもありますとおり、ぜひきっちり公表していただければと思います。公表の仕方もいろんなやり方があるようでございますけれども、大まかに学校ごととか棟ごととか、あるいは1階、2階、3階ごととかによって0.2とか0.3とか公表の仕方があるようでございますけれども、ぜひ細かく数字を入れて発表していただければと思います。

私もちょっと公表している自治体を調べた中で、0.3以下が早急に取り組まないといけなわけなのですけれども、0.3以下が結構ありました。0.2とか、中には0.1以下というのもありまして、この0.3以下の中にやっぱり多いのが体育館、意外と体育館が占める率が多うございまして、ちょっとびっくりいたしました。ですから、今おっしゃっていただいたように、ぜひ別府も耐震化率も上がるようでございますので、さらに進めてスピードアップして耐震化をお願いしたいと思います。

○18番（野田紀子君） 党派を超えて、議長初め議員の皆さんにも大変御心配をいただいております。ありがとうございます。病体にむち打って、質問できるところまで頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、介護保険制度をお願いいたします。

4期計画で特養ホームなどの施設の増床をお願いしておりますが、介護保険制度が2000年に始まり、第4期計画になることは10年目になります。おとといのテレビ報道でしたか、介護のために仕事をやめて、生活と介護の疲れから母親殺しをした男性の判決に、介護保険制度にも問題ありとして、求刑2年4カ月、執行猶予3年になったという裁判がございましたが、別府でも同じような事件がありましたし、これは決して人ごとではございません。

2点伺います。1点目に、4期計画での施設整備はどうなるのかということです。介護保険制度始まって以来、特別養護老人ホームのベッド数は全くふえておりません。10年1日のごとく変わりませんが、これは本当に増床が必要と思います。

2点目に、特養ホーム、特別養護老人ホームは、国も、また県も原則個室ユニットをとしておりますけれども、本当にその個室ユニットが高齢者にとっていいことなのか。多床室というのは大部屋ですけれども、必要はないのかということでございます。現在の特養ホームもそろそろ建て替え時期の施設もあります。入所者の負担と安全性を思いやって、2人部屋以上の大部屋を認めるよう県に要求すべきだと思います。市内のある特別養護老人ホームでは、入所者の84%が、本人住民税非課税です。ユニットの部屋代は、従来の部屋代の2ないし4倍あるいは5倍にもなり、とても住民税非課税では負担できません。また、高齢者はいつ急変があるかもわからず、個室で1人では刺激もなく、プライバシー侵害に名を借りたユニット制個室ばかりでは、低所得者は行くところがありません。

以上の2点について、お答えをください。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

現在、別府市の65歳以上の人口が3万3,000人を超え、その約半数が75歳以上の後期高齢者となっています。今後もこの傾向が続いていくと予想されていますことから、適切に施設の整備を進めていきたいと考えております。

また、個室ユニットの推進についてですが、国の目標では、平成26年度における個室ユニット化の割合を、介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設の合計で70%とされています。県の豊の国ゴールドプランでは、施設整備をする場合は個室ユニット化が原則とされています。したがって、この件につきましては、県と十分に意思の疎通を図り、また協議をしてまいりたい、このように考えております。

○18番（野田紀子君） 保険制度になって入所するのも、施設と個人の契約になったおかげで、行政の方は当の高齢者になかなかタッチできないのですけれども、県は市よりさらに遠くっておりますから、市の行政は、従来よりさらに強く県に働きかけていただくようお願いをしておきます。

次に、介護保険料の引き下げと軽減についてお願いをいたします。

去年4月から75歳以上は、後期高齢者医療制度の保険料も、さらには介護保険料も徴収され、年金は削られております。高齢になって新たな支出がふえるというのは、先行きがとても不安になります。「死ぬまで保険料を払うなんて考えてもみなかった」、高齢者は皆さんおっしゃいます。少しでも負担を減らすように、介護保険料の引き下げをもっと進めていただきたいと思います。

そこで、介護給付準備基金がありますが、この基金の構成と、これを取り崩して保険料を下げてはどうでしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

第4期計画期間における介護保険料の基準額は、月額3,950円で、第3期と同額とする予定です。また介護従事者の処遇改善のために引き上げられた介護報酬による介護保険料も、国から特例交付金によって平成21年度はその全額を、平成22年度はその半額を軽減いたしたいと思っています。具体的には21年度は基準額で月額102円、22年度では基準額で月額51円を軽減する予定でございます。さらに、課税世帯で本人非課税の人が該当する第4段階に属する人で収入の少ない人には、低い保険料率を適用する弾力化を行い、これによりまして第4段階に属する低所得者の方の負担感を和らげられると考えております。

なお、介護給付費準備基金についてでございますが、介護保険特別会計における余剰金を積み立てております。これについては、介護給付費の不足に備えるものですが、第4期

計画期間の3年間で準備基金から約7,400万円を繰り入れることとしています。基金の適正規模につきましては、総給付費の1%程度が妥当ではないか、このように考えております。

○18番（野田紀子君） 今年度の介護給付、総給付費が81億4,000万ほどあります。それに3年分、約240億くらいになりますので、その1%、2億4,000万というのが現在の基金です。そのうち7,400万を、3年間で繰り入れるということでございます。7,400万を取り崩して保険料引き下げに結果的には使うということですが、国の方は去年の8月20日の第4期介護保険料算定に係る担当者会議というもので、準備基金についてはもともと65歳以上が納付した保険料であるから、基本的には次期計画に歳入として繰り入れるべきものとしております。報道によっては、準備基金が全国で2,000億から、あるいは3,000億もあるとされております。私が聞いたところでも2億どころか15億もあるわとか、準備基金というのは1号保険料、65歳以上の人から徴収した保険料をいわば取り過ぎているわけで、そういうところはどんどんいっぱい使って、保険料を引き下げて当然ですけども、別府の方はこれはかなり無理があるのではないかと思います。その中で7,400万使っているということは、かなりの努力をされたものではないかと思っております。

そのほかに何か資金がないであろうかと思いましたが、福祉振興基金というのがありました。平成19年3月議会でこの5億6,000万を介護保険の負担軽減に役立ててはと質問をいたしましたら、政策推進課長から、「この基金は果実運用型であるから使えない」ということでございました。今年度は、20年度ですかね、保健センター用の土地を買収するために福祉振興基金を取り崩してあるではありませんか。これが、いつ、どういうわけで取り崩せるようになったのか、教えてください。

○政策推進課長（梅木 武君） お答えします。

福祉振興基金について、従来は果実運用型の基金であるという答弁が、今回、福祉保健センターに充てられることになった経過はどうかということでございますけれども、私もそう認識しておりました。それからいろんな情報で、他県において取り崩した市があるという情報をつかみまして、去年の1月ごろに県に照会をいたしました。そうしたら、県が総務省の見解を伝えていただきまして、それによりますと、この福祉振興基金の取り崩しについては、「当該地方公共団体が定めている基金条例の目的等に照らして、可能であれば当該団体で判断されたい」。平成3年の通知では、果実運用を基本とするよう通知していますが、「実情により取り崩すことを必ずしも禁止する趣旨ではない」との回答をいただきました。

そこで私どもは、別府市福祉振興基金条例が別府市にありますけれども、第1条の「設置」という欄で、「高齢化社会に対応し、福祉活動の促進及び福祉施設の整備等を推進するために」——以下、ちょっと省略しますが——「福祉振興基金を設置する」と決められております。そして第6条の「処分」におきまして、「第1条の目的のために必要に応じてその全部または一部を処分することができる」と規定しておりますので、これに基づいて今回の保健センターの財源として充てようというものでございます。

○18番（野田紀子君） これを、今度は介護保険料の軽減のために使えないかと質問をしたわけです。私も考えたわけですが、担当課に答えていただきます。では、それは……、では、いいです、私が。すみません。

これは使えるはずだと私も思いまして、担当課の梅木さんにも相談をいたしました。そうしたら、介護保険財政の介護保険料を減免するとき一般財政を使ってはならない、全部まけてやってはならない。それからもう一つ何かございましたが、国は要するに一般財政を使うなというのは、一たん基金を出して一般財源として、それを介護保険財政に打ち

込むということではできないということで理解をいたしました。私は国のやり方は大変ひどいと思うのですが、こういう生活費に食い込んでいる、お年寄りの生活費に食い込んでいる負担を軽くするためには、国ももっと優しくやっていただきたいし、また市町村の自由裁量というのは認めさせるべきだと思っております。

次に、介護事業従業者の雇用条件の改善について質問をいたします。

介護事業従業者、ヘルパーさんとかケアマネージャーとか、あるいは介護福祉士とかですが、どういう給料で、待遇はどうかということが一番気になるところでございます。ですが、「あなた、幾ら給料をもらっておるの」というのは、なかなか聞けるものではありませんので、ハローワークに行きまして、幾らの給料で求人があるのかと調べてまいりました。1年契約社員のケアマネージャーで日給月給15万9,000円、ほかに手当がついて17万2,055円というのがありました。正社員のホームヘルパーでは日給月給で21,7日働いたとして12万5,000円から15万5,000円、経験年数でこれは差がつくようです。グループホームのヘルパー、これは時給で750円、それで21,7日働いて12万7,650円という初任給でございましたが、いずれもパートや1年契約で、昇給というものは到底望むべくもありません。介護保険の職場では大変入れかわりが激しくて、高齢者とヘルパーさんがお互いに気心が知れたなと思ったら、すぐやめて、新人とか変わったなど、低賃金で不安定な職場になっております。

国はこの介護報酬、給料に充てるための、待遇改善のための介護報酬として3%を上げ、報道によりますと、介護従事者の給料が2万円アップするぞという触れ込みでございましたけれども、市内のある施設にお尋ねしましたら、そこで計算をしてみた、試みの算ですね。そうしたら、正職員だけで計算をしたのだけれども、約9,000円アップできるであろうということでした。でも、この計算は新しい介護認定方式や、あるいは利用料の負担で利用者が減るということは計算に入れておりません。さらに、臨時やパートの人件費も入れておりません。雇用条件のため介護報酬を3%上げるのだというのですが、介護に働く人の待遇改善に本当に結びつくと考えられるでしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

第4期の計画期間における介護報酬は、従事者の処遇改善のために3%引き上げられます。これにより介護従事者の処遇改善が図られるものと我々は期待し、今後も介護職場の雇用情勢を注視してまいりたい、このように考えている次第です。

○18番（野田紀子君） 次に、介護認定についてお尋ねをいたします。

納得できる介護認定をとということで、4月から新しい要介護認定方式が始まるそうですが、これは認定が軽度になってしまうということが心配されております。そうしますと、軽い利用者だけが利用者になるので、事業所の収入は減り、介護報酬改定分の増収が吹き飛ぶ一方で、当の利用者は、例えば非該当にもしなったりすれば、そもそも介護保険を利用できなくなるおそれがあります。これはまだ始まっておりませんので、実例としては出てきておりませんが、軽度に変更があった例としましては、2006年に要介護1と2が要支援1、2にかわり、介護ベッドを使えなくなったという人がたくさん出てまいりました。介護ベッドを使えなくなると、寝たきりで、さくにつかまってベッドの上に起き上がって、足を床におろして床の上に立ちトイレに行けた。それでベッドがなくなったら、床の布団の上では起き上がり、立ち上がりできず、間に合わずに失禁して、あるいはおむつへと後退をして、自立どころかおむつになってしまったということです。そうしますと、掃除・洗濯の介護の手間もふえましたし、第一何より本人は自信喪失してしまいました。

このように、認定によっては介護利用者の生活に重大な困難をもたらしますけれども、この認定に不服がある場合、どのような方法があるでしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

判定された要介護度に不服のある場合には、認定期間内であっても要介護状態区分の変更の申請ができます。また県にも設置されていますが、介護保険審査会に対して審査請求をすることもできるようになっております。

○18番（野田紀子君） なかなか、お年寄りも気を強く持っていないといけないようです。

次に、介護保険の介護療養病床を削減しないようにと求めてまいりましたが、前議会12月議会後の状況を伺います。

介護療養病床は、2011年度末に全廃ということに決定しておりますけれども、病院や医院がどのように施設を変えていかれるか、現在までにわかっていることがあったら教えてください。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

平成23年度末までに廃止というふうなことで現在のところなっていますが、現在までのところ廃止や転換を果たした病床はございません。ただし、医療機関によっては老人保健施設等への転換を検討しているというふうなことが、情報として入っております。

○18番（野田紀子君） どうもありがとうございました。

では、次に保健医療課にお願いします。療養病床のうちの医療用療養病床について伺います。

これも削減しないように求めてきましたけれども、市民にとってなくてはならないものであるけれども、ではどうするかということにはなかなか知らせが、市民の方にはどうなるということとはわからないでおりますけれども、別府市のこの医療用療養病床などの病院などに働いている医療従事者数というのは、今どのようになっていますでしょうか。

○保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

保健所が発行しております保健所報によりますと、別府市内の医師は457名、歯科医師88名、薬剤師224名、保健師50名、助産師33名、看護師1,896名、準看護師892名、歯科衛生士160名、歯科技工士79名となっております。

○18番（野田紀子君） 病院とか医院とかいうのは、この別府市におきまして大きな雇用を生み出しております、つぶれては困るわというのが市民の本音でございます。ですので、この医療用療養病床のカットというか削減で医療関係従事者の職場がなくなるということとは考えられないでしょうか。

○保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

この大分県医療費適正化計画は、現状の1,791床から、平成24年までに231床減らして1,560とするという計画でございます。ただし、この具体策についてはまだ示されておりません。ただ、この計画は療養病床の再編成ということですので、医療行為そのものがなくなるわけではないと考えております。利用者の状況に即した適切なサービスの提供、医療保険や介護保険の適切な役割分担、医師、看護師などの人材の有効な活用が図られるものと考えております。

○18番（野田紀子君） 介護施設と病院とでは、雇用の資格とか、あるいは免許も異なっておりますが、そう簡単に転換できるとはちょっと思えないし、余りにも楽観的過ぎるのではないかと思います。病床削減をしないようにこれからも国や県に要望していくべきではないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

12月議会でもお答えしましたが、その後、県の方で動きはございません。ただ、今回の療養病床の再編により医療の機会を逸したり施設にも入れない、家族の介護でも対応できないなど、行き場のない高齢者が生じないよう、国や県に要望していかなければならないというふうに考えております。

○18番（野田紀子君） はい、わかりました。

次に、後期高齢者医療制度の保険料についてお願いをいたします。

後期高齢者医療保険料、年金から天引きできない人は自分で納めなければならないのですけれども、この保険料の納め方は、今はどうなっておりますでしょうか。

○保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

保険料の納付方法は、原則として年金からの天引きによる特別徴収と納付書や口座振替で納める普通徴収の2通りになっております。なお、納付方法の見直しにより特別徴収の方も、希望により口座振替への変更が現在可能となっております。普通徴収の納期は、毎年7月から翌年の2月までの8期に分けて納付をいただいております。

○18番（野田紀子君） この普通徴収の対象者数というのが、わかるでしょうか。

○保健医療課長（伊藤慶典君） 平成21年1月末の集計では、第1期から6期までの平均対象者数が約4,200名、平均収納者数が3,780名で、90%の収納率となっております。

○18番（野田紀子君） 9割もの人がちゃんと納めているということですが、では、その残りの1割の人が滞納しているということなのですが、75歳以上のお年寄りが保険料を滞納している。この滞納者の徴収対策というか、納めてくださいということについては、これからどのようにしていけるでしょうか。

○保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

滞納者に対しましては、納付期限から20日以内に督促状を発送して納付をお願いしております。滞納者の中には、年金の引き落としや口座からの引き落としをされていると勘違いしたり、納付書が届いていても気づかないでいる方など、納付する意思があっても、また交通の便や体調不良により出かけて銀行の方で納めるということができないような方も現在いるのではないかと考えております。このため、現在も要望に応じて直接徴収という形で御家庭を訪問しておりますが、21年度からは新たに徴収員を配置して滞納保険料の訪問徴収を行い、滞納者の減少を図るように努めたいというふうに考えております。

○18番（野田紀子君） この10%の人、こういう方々は払えるのに払わない人もおるかもしれませんけれども、かわりに払ってくれる子どももいないというような人が、恐らくたくさん含まれているのではないかと思います。本当に寄る辺のない高齢者が滞納になっているおそれがありますから、これを慎重に調べ、保険証も渡してはどうでしょうか。国保とか老人保健の時代は、保険料を滞納してもこのような高齢者は保険証を受け取れました。現在の後期高齢者でも同じような制度を、同じようにしていただきたいのですけれども、やはりこの1年間保険料を滞納したとき、もうすぐ1年になりますけれども、保険証を返還させて資格証明書を交付してしまうということになるのでしょうか。

○保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

軽減対策を行っても保険料を支払えない事情がある方については、別途個別減免に関する適用基準を広域連合長が定め、この基準に基づき運用することとなっております。具体的な適用基準は、生活保護の基準をもとに計算し、保険料の納付が著しく困難であると判断される人に対して行います。この減免額につきましては、全額免除という形ではなく、相互扶助という観点で成り立っている制度ですので、賦課額の3分の1を限度として減免することとなっております。

○18番（野田紀子君） この後期高齢者医療制度ができたときは、いや、絶対にそんな減免はしないという話でございましたけれども、やはりこういう制度を広域連合でつくってきたということは、お年寄りの切実な声が届いたことであろうと思っております。広域連合になりますと、何をしているのか、「何をしている」と言うとなんですけれども、ど

ういう審議をして保険料が決まっているとか、そういうことがなかなかわかりませんので、保健医療課ではさらに念を入れて、こういう減免制度があるということを市民の方に大いにPRをしていただきたいと思います。お願いをしておきます。

次に、高層建築物の紛争について質問をいたします。

思えば去年の3月議会に、8階建てマンションの近隣住民の皆さんが建設反対の請願を出されて1年になります。自民党の議員さんと共産党の私と、党派を超えてこの近隣住民の皆さんと請願をさせていただきました。もうマンションが建ち上がろうとしておりますけれども、行政の紛争調整システムを年度内につくるということで、もう整備できたと聞きますけれども、その調整システム、いつ施行したのか。またその実行性を発揮していただきたいと思いますと思いますが、いつ施行したのかということで、またお答えをいただきたいと思います。

○都市政策課長（福田 茂君） お答えいたします。

指定建築物等の建築等計画に対しまして、紛争調整システムの確立の状況につきまして、平成20年9月定例会、第4回の12月定例会で御報告をさせていただいておりますが、このような紛争システムを備えております大分市を含めまして先進7都市の状況を調査させていただきました。また法令等の関係につきまして内部協議を行い、「指定建築物等建築紛争の予防と調整に関する指導要綱」といたしまして、今月の3月4日付で施行させていただきました。今後につきましては、この要綱に基づきまして忠実に実行させていただきたいと思っております。

○18番（野田紀子君） この要綱を見せていただきますと、高層建築物につきもののビル風の被害というのが入っておりますけれども、今後、ビル風の因果関係、被害との因果関係が解明された場合には、この要綱にビル風に対する調整を必ず取り入れていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○都市政策課長（福田 茂君） お答えさせていただきます。

御指摘のビル風問題につきましては、因果関係等を含めまして大変難しい問題だと思っております。今後、専門機関などによりまして調査研究が進みまして、その対応・施策が定まった場合には、議員御指摘の方向で取り組んでまいりたいと思っております。

○18番（野田紀子君） 松岡産婦人科の下のところにある広場、広場というか空き地にとめてあったコンテナ二つが、そのビル風でまさに転げ回ったという大きな被害がありました。何せ風だから消えてしまったら証拠もないということになるのですけれども、平成15年に大阪高裁で風害の被害を認めて不動産価値の下落分の損害として1,110万円の支払いを命じる判決を出して確定をしております。このビル風のシミュレーションというのが、それをする会社なんかもあるのですが、コンピューターを使ってシミュレーションをしております。その会社に関心しましたら、300万から500万いただきますということだったので、これはマンション業者は絶対しないだろうなと思ったのですけれども、ぜひこのビル風に対する調整も取り入れていただくように、調査研究が進みましたら、またお願いをしたいと思っております。

次に、高層建築物の建築というのは、大体近所の人、皆さん素人です。せいぜいつくったとしても、自分の家を大工さんに頼んでつくってもらったくらいのところなので、住民側と建築主の業者で協議が行われる場合、住民に対して専門家である行政のアドバイスをぜひお願いしたいと思っております。

○都市政策課長（福田 茂君） お答えいたします。

指定建築物等の建築計画や工事中におきまして、車や歩行者の通行、駐車などの交通安全、プライバシー、騒音や悪臭、日照、通風、屋外照明、緑化などの問題が考えられます。よって、周辺地域の皆様方と建築主との協議の際には、関係部署との連携を図りまして、

これまで同様に御助言させていただきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたしますします。

○18番（野田紀子君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

では、次に市立図書館について質問をいたします。

市民に開かれた図書館運営をということでございますが、旧南小跡地に図書館を含む複合施設をつくるということでは、アルファベットやら横文字やら飛び交ってよくわからなかったのですが、議案質疑でもお聞きしましたが、PFIでつくってもいいかどうかということをコンサルタント会社に調べさせて、「いいよ」とその会社が言ったら複合施設をPFIで建設し、施設の管理運営もPFIに任せるということになって、PFIの進め方を教えるアドバイザー料金が予算書に上げてあるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○企画部長（亀山 勇君） お答えをいたします。

まず、このPFIといいますのは、いわゆる国の定めましたPFI法に基づきまして事業を進めてまいらなければなりません。今年度お願いをしておりますのは、いわゆるPFIで進める事業の基本計画、そしてこれがいわゆるPFIで適正かどうかといった可能性調査、これにつきては、現在コンサルとの協議を行っている最中でございます。これの内容につきては、3月末までにはこの事業計画の作成と、それからPFIが適正かどうかといった判断が出ようかと思えます。この判断をベースにいたしまして、新年度では次なる手順といいますか、実施方針の策定、そして特定事業の選定等の流れに行くような段取りを考えているところでございます。

従来方式とこのPFIの大きな違いといいますのは、従来型でいきますと、いわゆる分離発注といいますか、一つの事業をする場合に設計、建設、それから維持管理、運営といった形でそれぞれ分離して発注をするわけでございますけれども、このPFIに基づく場合につきては、これらをすべて一つの特別目的会社を設立する中で一括発注、いわゆる性能発注ということでいわゆる効果の、いわゆる公共サービスの向上が図られるといったようなのが、このPFIの趣旨でございます。

○18番（野田紀子君） そのためのアドバイザー料金を、すでに予算書に上げてあるわけですね。大変段取りがいいことなのですが、これ聞いていると、何か市民無視ではないかなという気がせんではないのです。市民のための図書館を含む複合施設であるはずなのに、いつ、どこで市民の声を聞いたり、あるいは集約したりするのか。その予定をここで教えていただきたいと思います。

○企画部長（亀山 勇君） お答えをいたします。

ただいま議員さん御心配の、いわゆる市民にどこでこれを、声を聞くのかといったことでございます。現在は、あくまでも旧南小学校の跡地活用の整備方針等について、これはもう公表はさせていただいているところでございますが、今後、基本計画ができ上がりますと、その後その基本方針等を含める中で市民の皆様方に御意見等を伺う日程を私どもも考えております。したがって、新年度になりますと、今後市民の皆様方の御意見等を伺う中で、この基本計画の内容についての若干の微調整とか、そういった部分も当然出てくると思いますので、そういった形の中で今後進めさせていただきたいと思っております。

○18番（野田紀子君） この複合施設の中の図書館といいますか、何かややこしいのですけれども、この図書館について、市には長期的視野に立った——これは亀山さんに聞いているわけではないのですけれども——長期的視野に立った図書館建設や運営についての確たる基本方針というのを見たことがございません。あそこが空いたから図書館でも建てておこうとか、何かと一緒にしたらどうだろう、そういうような行き当たりばったりという気がしないでもないのですが、市民に豊かな図書館サービスの提供はできません。「図

「図書館を考える会」という皆さんがいらっしゃいますが、その会からは、専門家を入れた、例えば専門家を入れて「図書館計画策定委員会」というようなものでも——「でも」と言っているんですが——策定委員会などを立ち上げ、そしてどういう図書館にしていこうかということについてを討議してはどうかというお話を聞きましたが、このことについては何か申し入れが市長にもされたということですが、これはまさに時に時宜を得た提案と私は思っております。

PFIで図書館を建て、あるいは経営をするということでは、民間に社会教育施設を任せてしまうということについて、さきの169国会でその弊害を認めた、民間に任せてしまうという弊害を認めた附帯決議、これが衆参両院の委員会で認められました。文部科学省も、PFIに対しての見解は、民間企業はまず第1に株式配当を求めるのが責任である、中心である。二つ目に、利益の追求を第一とすることから、安定性とか継続性とかいうことは、確保するのは困難である。3番目に、大株主、出資者の意向で経営方針など安易に変更されるおそれがあるということを文部科学省も指摘をしております。職員の人件費、給与を抑え、こういうのを引き受けたからには人件費を抑えて何ほかでも利潤を出さなくては行けないのですから、人件費、給与を抑えることで官製ワーキングプアをつくり出しています。官製、官がつくるワーキングプアをつくり出すおそれがございます。第一、別府市の文化をあらわすという施設が、私企業に任せられるということは、これは到底許すことはできないと思うのです。

次に、具体的なことにいきまして、旧南小跡地はかなりと遠いと思う市民のための対策というのはあるでしょうか。

○生涯学習課長（檜垣伸晶君） お答えいたします。

対策ということでございますが、地区公民館等をサービスポイントにして図書の貸し出し・返却ができるようなサービス、また移動図書館車による巡回地区の増加、あるいは現在、月1回の巡回を行っておりますが、月2回にふやす等、市民に対する図書サービスにおいて地域格差を少しでも緩和できるような対策を講じてまいりたいと考えております。

○18番（野田紀子君） 図書館協議会については、議案質疑のときお聞きしましたので、この図書館協議会に家庭教育の向上に資する活動を行う者をメンバーとして入れるとなっておりますが、これは具体的にはどのような人を指すのでしょうか。

○生涯学習課長（檜垣伸晶君） お答えいたします。

改定図書館法の趣旨は、学校・家庭・地域社会の連携を図ることを柱にしております。例えば学校支援地域本部事業のネットリーダーであるとか、放課後子ども教室コーディネーター、あるいは読み聞かせに取り組んでいらっしゃる方、さらには子育ての相談者、情報提供者も考えられます。かなりの幅の広さがあるものと考えております。

○18番（野田紀子君） その委員の人数というのが8人以内ということになっておりますけれども、何人ならいいということも、また言えないのですけれども、これをふやすという考えはないのでしょうか。また、ほかの図書館では、一般の市民から委員を募るといった協議会にしているところも多くあります。協議会委員、公募をする。それもPFIになったりしたときは、さらに市民の目でしっかり見なければいけないと思いますので、この協議会委員、全体の半数ぐらいいも公募の委員にしていきたいと思いますと思うのですが、公募する考えはありませんか。

○生涯学習課長（檜垣伸晶君） お答えいたします。

当面は協議会設置を優先し、運営する中で委員の数については、必要があれば弾力的に対応してまいりたいと考えております。

また、公募の件でございますが、今回は別府市として初めての図書館協議会の立ち上げであります。したがって、法定どおりに実施していきたいと考えておりますが、その

後については、協議会の運営が軌道に乗る中で、委員の公募を実施している自治体を研究したいと考えております。

○18番（野田紀子君）フレッシュな市民の意見をぜひ取り入れていただきたいのですが、この協議会の会議を公開をするということは考えておられますか。

○生涯学習課長（檜垣伸晶君）お答えいたします。

図書館協議会の会議は、原則公開を考えております。また協議会の会議録につきましては、概要版を市の図書館のホームページの方で公表したいと考えております。

○18番（野田紀子君）では、次に分館の設置について伺います。

今回の旧南小跡地の建設予定の図書館というのは、別府市の本館として考えておられるのか、それとも分館と考えておられるのか、どちらでしょうか。

○生涯学習課長（檜垣伸晶君）お答えいたします。

中央図書館としての機能を備えた本館に位置づけしております。

○18番（野田紀子君）では、別府市も狭いとは言いながら広いですし、亀川あたりからおいでというのもつらいものだと思うのですが、分館を設置するという予定は考えてありますでしょうか。

○生涯学習課長（檜垣伸晶君）お答えいたします。

冒頭にもお答えしましたように、教育委員会としましては、現時点では計画中の本館を中心に、地区公民館等でインターネットによる図書の貸し出しや返却ができるよう整備するなどして、市民へ同じような図書館サービスを提供していく方法を考えております。なお、本館と同じような機能を有する分館設置が必要なのか、今後、全市的な視点に立って検討していく予定にしております。

○18番（野田紀子君）地区公民館の規模では、分館としての機能は到底果たせないと思います。このことに関しても慎重な検討が、まだ必要と考えております。

次に、遺跡の発掘について伺いをいたします。

出土品の保存をということで、私も何遍か質問をいたしました。が、確たる変化もないようでございますが、太郎塚、次郎塚から大変珍しい遺跡として出土品もございましたけれども、この発掘調査、出土品、平成20年度に行った発掘調査や出土品はどのようなものがありましたか、お尋ねをいたします。

○生涯学習課長（檜垣伸晶君）お答えいたします。

本年度は、開発行為に伴う周知遺跡内の確認調査を7回実施しております。また、5月から7月にかけて、さらには12月に国指定の鬼の岩屋2号墳の墳丘規模の確認調査のため発掘調査を行いました。これらの調査により、弥生時代から近世、近代にかけての土器の破片等の遺物が約40点出土し、保管しております。そのほか実相寺古墳群、太郎塚・次郎塚古墳の埋蔵文化財学術調査を別府大学が行いましたが、この調査の過程で、表面に鍍金を施された「杏葉」と言われる装飾品の破片が出土いたしました。これにつきましては、実相寺古墳群の調査をする上で大変貴重な物となっております。

○18番（野田紀子君）このような発掘調査によって見つかった出土品は、どのようにして保管をしてあるのでしょうか。

○生涯学習課長（檜垣伸晶君）お答えいたします。

発掘調査により出土した遺物については、届け出等の必要な手続きをとった後、出土遺物を洗浄し、復元できる破碎土器については接合を行い、遺物の時期、特徴や遺物を実測した記録を残します。現在出土した遺物につきましては、一部別府市美術館に展示しているほか、市庁舎内に保管しております。

○18番（野田紀子君）別府というところから、そんなに出土品があるだろうかと思わんでもないような気がしておりましたけれども、でもよく考えてみれば黒曜石を産出する

姫島はすぐそばでありますし、別府湾は波静かだし、古代の人は、恐らくここを丸木舟をこいで別府に、お湯に入りに来たかどうかは知りませんが、魚をとり、イノシシや鹿を狩ったのではないかと思います。ですから、今後また発掘調査が行われると、出土遺物というのはどんどんふえていくと思われるのですけれども、この発掘した出土品を水で洗い、また石こうを使って復元する作業場、あるいはまた出土品をとりあえずは保管する場所の確保が大変求められている、必要であると思います。

ほかの都市では、プレハブであったとしても、そのような作業場や、あるいはまた美術館に移す前の保管施設があると聞いておりますが、別府でもそのような施設をつくる計画はありませんか。

○生涯学習課長（檜垣伸晶君） お答えいたします。

御指摘のとおり、年々増加する出土品の保管場所を確保することが課題だと考えております。

○18番（野田紀子君） 何度もこのことは言わせていただいたのですが、一向に進んでおりません。別府で育つ子どもたちにも、自分たちが暮らしているこの地面の下に、大昔の人が使った土器のかけらとかやじりとかあるのだ、大昔から自分たちがいるここには人が住んでいたのだとはっきり覚えるというか、学習するということは、子どもたちにとっても大変大事なことだと思います。

私は――私ごとでなんですが――福岡県の山門郡というところで育ちました。そこは昔、邪馬台国があったのだと言われたところでございまして、本当にあったのかどうか知らんけれども、また、いろんなつぼとかやじりとか、そんなものが出てまいりまして、子ども心にわくわくして、また誇りにも思ったものでございます。ぜひ別府の子にもそういう思い、させてやりたいと思います。よろしくこの施設、つくっていただくように再度お願いをしておきます。

続きまして、共同温泉について質問をいたします。

別府温泉ならではの共同温泉の経営安定ということで、市有区営などの共同温泉は、観光資源として大層有益だとは思いますが、市としては、これ、どのように考えておられるでしょうか。

○温泉課長（浜口善友君） お答えをいたします。

御質問の部分につきましては、有益であるというふうに判断をしております。

○18番（野田紀子君） 福祉のためにも大変有効なものだと思っておりますが、これで経営が苦しいと言われる区営温泉の運営費の支援とか補助の制度をぜひ検討していただきたいと思います。それは、1回100円の入浴券を1湯路（ユーロ）として別府温泉のPRに努めておられる市民の方もおられます。そういう市民の熱意にこたえる意味からも、この経営難の区営温泉に運営費の支援あるいは補助制度を検討していただきたいのですが、この点どうですか。

○温泉課長（浜口善友君） お答えをいたします。

運営費の支援あるいは補助というふうな御質問につきましては、過去数度、議場の中で御質問を受けた記憶がございます。高齢者の優待入浴等が新年度から利用の回数を見直す予定がございまして、そういった部分の推移を現在見守りたいというふうなことが正直なところでございますが、そうは言いましても、区営温泉を取り巻く環境というのは、非常に厳しいものがあるというふうに認識をいたしております。経営状況がいい温泉、そうでない温泉、それから市との施設の使用の契約の問題、それからあとは経営改善に向けた取り組みの状況、そういった部分を、個々の温泉でそれぞれ、いろんな状況があらうかと思えます。内部の事情もあらうかと思えます。そういった部分を考えまして、今後これらの問題をクリアしながら制度導入に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

○18番（野田紀子君） 大変お聞き苦しい声で申しわけありませんでしたが、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本一成君） 休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（萩野忠好君） 再開いたします。

○28番（浜野 弘君） この議会でも、教育という問題については、たくさんの議員の方からの御質疑がありました。きょう私は少し角度を変えまして、今の学校教育は本当にこれでいいのかなという心配をしております。そういう意味でいろいろとお聞きをしたいというふうに考えておりますけれども、まず現状で教育委員会が指導しておる指導方針について、お答えをいただきたいと思います。

○学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。

別府市教育委員会では、今、別府市の子どもの実態から、将来を担う子どもの期待する姿としまして、豊かな心としっかりとした学習知識、そして判断力、思考力、そしてたくましく運動ができる体力といった「知・徳・体」のバランスがとれた子どもの育成を課題として、学校で今指導させているところでございます。

少し具体的に言いますと、学力や体力の向上については、年間指導計画に基づいてその実践、評価、さらに反省に基づいた新しい実践方法を行って、子どもの実態に沿った学習指導方法等を行い、日々努力を重ねております。豊かな心の育成につきましては、道徳教育を初めとしてボランティア活動等の体験活動、そして思いやりの心や善悪の判断をしっかりと身につけ、日常生活の基本的な生活習慣を身につけさせることを目的にし、子どもたちが将来自立していく上で倫理観などを学習しています。また、ここ数年特に子どもたちの中に人間関係の構築がうまくできない児童・生徒、そして自己判断に欠ける児童・生徒、そして集団になじみにくい児童・生徒がふえているといった実態があることから、友だち関係を深めたり広げたりする学級活動の充実や1人1人の子どもたちの心の居場所がなくなっているということを踏まえ、子どもたちに寄り添った教育相談、相談体制をしっかりと行っているといった取り組みを今思っているところでございます。

○28番（浜野 弘君） 今お答えのとおりだと思うのです。今ほど道徳教育といいますか、人としての倫理観を養うことが大事だということを、しみじみと感じております。最近のテレビでも、かつての日本のよさ、日本の教育のすばらしさというものがだんだん取り上げられております。

そういう中で私どもの感ずる先生というのは、前にも言ったことがありますけれども、かつて、先生が前を通っただけで、10メートル前で私どもは「気をつけ」をして最敬礼をするというぐらい、先生というのはすばらしい人だというふうに感じておりました。今の学生にとって、それだけの信頼感が本当にあるのだろうかというような事件が次々に起こっております。そういう意味では、何もかも戦時中、戦中、戦後を通して教育が悪いのだというようなことで、どんどん何か間違った自由とか民主主義とか言う中で、私は少し先生方も自分たちの自信といいますか、そんなものをなくしておるのではないかなという気がしてなりません。どうでしょうか。私は、先生たる者はもっと自信と誇りを持って子どもたちを指導していただきたい。確かに、戦争という大きな問題が起きました。しかし、日本のそういう教育の文化というものはすばらしいものだというのが、また世界各国からも認められて、このうち視察に来ましたけれども、武士道ということでさえ、皆さんが日本のよさとして勉強に来るという方がたくさんおられるというお話をお聞きしました。私は、日本の教育はすばらしいものがたくさんあったというふうに考えております。そういう意味でぜひ先生、ただ勉強ができるということはいいいことかも知れませんが

ども、精神的なもの、子どもが親を尊敬する、こんなことは当たり前のことなのですね。きょうだいみんな仲よくしましょう。私はもう本当に、何が戦前の教育がおかしいのかなというふうに思っただけです。今はそんなことはないと思うのですが、一時は「先生はサラリーマンだ。時間外はしないのだ」というようなことが言われていました。一部分でわからんこともありません。しかし、そうではないのではないですか。ただ保護者にも問題があるかも知れませんよ。しかし、しかられたから、たたかれたからといって、私も帰って、そんなこと家で言ったことは一回もありません。先生が怒ってくれるということは、親もそれを認めていましたし、私も何度かなぐられたことがあります。しかし、その先生の方が一番懐かしいというような気持ちでいっぱいです。本当の気持ちがあれば、子どもたちは必ず理解をするというふうに、そういうふうに私は感じておるのですが、どうでしょうか。

○学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。

今、議員さんから先生たちの頑張っている姿ということも踏まえて言われておりますけれども、今、別府市の、これは全国もそうでしょうけれども、今、子どもたちを取り巻いている状況も変化しておりますけれども、今、先生たちが授業や学級づくりを中心に、そして学校の中ではさまざまな校務分掌を控え、例えば会計事務、そして放課後の教育相談、そして生徒指導、部活等々、さまざまな業務をこなしております。ただ、今、子どもたちの現状が1人1人の違いがあることから、そして保護者の価値観も多様化しているというようなことから、一律の指導で十分なことが対応できないという難しさが起こっております。そんな中でここ数年、保護者からの過度の要求等も踏まえて、一人で悩み込んで先生が病気に入るといったような現状もあります。だから昔と少し違う面といえば、そういう意味で学校が今それこそ1人1人が、先生が抱え込むことなく校長、教頭、そして教職員が一丸となって学校づくりを頑張っておるというようなところでございます。

○28番（浜野 弘君） 先生ね、はっきり言って、そんな情けないことでいいのですか。今からの将来、日本を背負って立つ子どもたちの教育の中で、何か保護者がいろいろ言ってきたら困るとか何とかというような考えは、昔の「教師」と言われる人にそんな人は一人もいませんでした。本当に心から尊敬できる、聖職といいますかね。サラリーマンなんかと思う人もいなかったと思いますよ。しかし、将来の日本を立派な国にするためにも教育ほど恐ろしいものはない、教育ほどすばらしいものはないというふうに私は感じております。

そういう中で個人的に名前を出すといけませんけれども、この一連の大分県教育委員会の話にしても、いろいろ問題を醸しました。しかし、いろいろな評価はあるでしょうけれども、教育長さんのとった行動というのは、私は評価しております、やっぱり大変はっきりした……。新聞紙上でも見ましたけれども、すばらしい。

それから、私はいつも思うのですが、別府の教育はどうなるかなと思いながら、3番議員の原田さん、この人の話を聞いていますと、ううん、まだこれは別府の教育は捨てたものではない。すばらしい柔軟性もあるし、大変前向きな方だなというふうに感じております。

今一つは、お世辞を言うつもりは一つもありませんけれども、私は浜田市長さんとは子どもが小学校時代にずっとPTA活動をしてまいりました。その中で当時は組合の大変強いところで、組合活動をいろいろしておりましたけれども、随分論議もしましたけれども、当時浜田市長は組合の運動もしておりました。ただ私は当時の、やはり本当に保護者と先生のきずなをつくるためにも、同じ形でみんなで行事をしていこうというような行事をいろいろしてみようという説明をしまして、浜田先生も理解をいただいて、当時いろいろなことを、新しいことをやってきました。よその学校から、「えっ、おたくは学校の先生が

一緒にするのですか」ということで視察にも皆さん来てくれました。私は、やっぱりそういう気持ちの中で、本当に保護者と先生と一緒にあって、やっぱり子どもたちを育てていくという形でないと、「サラリーマンだ」というようなことでは、その事の起こりも、実はかつてそういうことで不登校の子もあったのですが、そんな中で先生に、「不登校の子ども、どうして学校に来ないのか。家庭に行ったことがあるのですか」と言ったら、「ええ、何遍も行きました」と。聞いてみると、昼行った。「御夫婦ともお勤めをしておるので、昼行ったっていいではないですか。夜行こう」、「夜は自分の時間です」と言う。そういう問題からいろいろ論議をしたことがあるのです。私は、そうではない、学校の先生は。先ほどから言いますように。

そういう中で、あの厳しい時代でも、うちの学校は本当に理解をいただいて、組合ともよく話をしながらいろいろなものを進めてきた。その思い出は、今でもはっきりあります。やっぱりそれは私は、ただ避けるとか、何かいろいろ保護者がやかましく言うのでとか、いろいろなことでは乗り越せない。人と人のきずなというものははっきりしないといけない。その中の一つとしてバザーをしたことがあるのですが、それでも皆さんが、当時、

「浜田さん、そんなことするのなら、もうお金出した方がいい」というような話でした。しかし、それは違う。みんなが一緒に行事をすることによって人と人のきずなができるのだから、お金をただ出したらいいいというものではないという中で、前に浜田先生にも御理解をいただいてしたということがあるのです。いいですか、当時、組合の先頭に立ってしておった浜田先生。それでも理解をしてくれてしたというのは、本当に私はすばらしかった。そうでなかったら、別府の何件もの学校から視察に来ましたよ、はっきり言って。やっぱりそれはそういう先生が子どもたちのためにという熱意がもう少しないと、熱意があってすることは、少々問題があっても保護者は理解をするというふうに思うのです。教育長さん、どうでしょうか。

○教育長（郷司義明君） お答えいたします。

議員さんの教育を思うお気持ち、大変ありがたく承っております。その中でも教員のあり方について御意見がございました。ここで取り上げて申すまでもないわけですが、やはり教員は専門的な知識を有し、そして何よりも強い教育に対する情熱を持ち、そして議員さんが御指摘ありましたように自信と誇りを持って子どもや保護者にきちっと対応していく、こういう先生がやはり必要だというふうに思っております。その先生を育てるためには、やはり先生方が平素より研修や自分の実践を通して、子どもとしっかり向き合って教育をしていくことによって生まれてくるものだと思っております。

私は、よく、教員の力こそ教育の基本であるというふうな考えを持っております。先生方には、子どもたちとしっかり向き合い、本当にかかわりを持ってこれから別府市を担う子どもたちをはぐくんでいただきたい、そういう思いでこれまで教育行政を推進しているつもりでございます。今後ともしっかりと頑張っていきたいと思っております。

貴重な御意見、まことにありがとうございました。

○28番（浜野 弘君） それでは、今一つお聞きしたいと思います。教育基本法が改正をされました。その中で特に国旗・国歌の問題について、いろいろと世論がございます。別府の教育委員会としてこの国旗・国歌の問題についてどのようなお考えであるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。

今、議員さんが言われましたように、法律の改正によりというよりも、学習指導要領に今きちんと、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえて国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と定められております。たくさんの議員の方からも御指摘がありました。教育委員会としましては、各学校に年間計画書、そして

発達段階に応じて指導していくということを徹底しておりますけれども、まだその点十分な期待にこたえるようなことができていないということについては反省しております。今後ともしっかりと機会あるごとに教育委員会としては指導していきます。

○28番（浜野 弘君） 先生ね、私は決して軍国主義者でも何でもありません。ただ、自分の国の旗、自分の国の国歌、それをだめだと思うような国というのが、世界じゅうにあるのでしょうかね。そういう意味では私はいつも思うのです。オリンピックを初めいろいろなことがあると、皆さん、国旗が揚がり国歌が流れると、みんなで本当に感動します。それが私は、やっぱり日本国民だと思うのです。ところが、いまだに私どもの知る限りでは、学校の行事に行きますと、保護者というよりは来賓と校長先生、保護者のごく一部の人のみ。子どもが歌っているのは見たことない。私は、あら、今どき学校では親身では教えないのかなと思っているのです。教えるのは教えているのですか、今の話を聞きますと。

（「教えてない」と呼ぶ者あり）本当に教えているのなら教えている、教えてないなら教えてないと言ってください。

○学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。

先ほど言いましたように、音楽の時間そして社会の時間にそういう学習指導要領が示されております。先日、学校に調査しましたけれども、それぞれの教科を通して指導しているというようなことは、私の方ではとらえております。（発言する者あり）

○28番（浜野 弘君） 教育長、私は理想を言っているのではないのです。やはり自分の家庭、家庭を愛し、先祖を崇拝し、そして自分のまちを、自分の国のためにという考え方、これは一つもおかしい考え方ではない。その象徴である国旗に対しても、国歌に対しても、私はもう少しちゃんと教育をすべきだというふうに考えております。教育の力というのは恐ろしい、先ほども言いましたように。教育の、皆さん方の力が、将来の日本がどうなるか、将来を決定するすばらしい役目を背負ったのが教師だというふうに理解をしています。どうかひとつ教育長さん、頑張って、自信を持ってやっていただきたいと思います。

これで、教育の関係については終わりたいと思います。

それでは、続いて観光温泉文化都市別府というものに対するまちづくりについて、御質問を申し上げたいというふうに思います。

まず、観光地でございますから、当然どのくらいのお客さんが来ておるのかということが、一番問題になります。現状の観光動態調査を見ますと、どのくらいのお客さんが見えておるのか、県外から。それから県内のお客さんがどのくらい見えておるのか、御説明をください。

○観光まちづくり課長（清末広己君） お答えいたします。

平成19年の別府市観光動態調査結果でございます。観光客の総数は1,167万6,910人、そのうち日帰り観光客数が784万2,305人、宿泊観光客数が383万4,605人となっております。それから大分県の方なのですが、こちらの方は平成20年の分が出ていますが、宿泊客数しか今のところ速報で出ておりませんので、平成20年の宿泊客数は総数で392万人でございます。

○28番（浜野 弘君） 今お話を伺いました。仮に、この調査がどういう形で行われたかわかりませんが、私どもは大変疑問に思うのです。それだけの人数が別府にきたのなら、ある意味では、1,000万人を超えることですが、それで月に100万人からのお客さんが来るということです。100万都市と一緒にですね。ところが、まちの中を走っても、だれも歩いてないというような現状があります。皆さんも、それはみずからお気づきのとおりだというふうに思うのです。別府は、もう御存じのとおりお客がなかったら食べていかれないまちなのです。12万の中、ひしめき合ってそれぞれが食い合うと

いう状況が、今本当にどの業界でも起こっております。そういう中で、やっぱりお客さんが来ていただかないといけないということで、何でもそうですが、行き詰まったら原点に返れということがあります。かつての別府が、あれだけたくさんのお客さんが来て、通日も通れないというぐらいお客さんが来た。これはなぜなのか。どのように観光課としては感じておるのか、お話ししたいかと思います。

○観光まちづくり課長（清末広己君） 昔は、団体旅行を中心にお客さんが見えていましたが、それが最近では個人旅行が中心になっている、そういう旅行形態の変化。それから、大分県内でも環境の変化がございます。そうしたところが、今の別府の状況ではなかろうか、そのように考えております。

○28番（浜野 弘君） それでは、わかりやすく。お客の誘致について、重点をどこに置いておるのか、説明をしてください。

○ONSENツーリズム部長（阿南俊晴君） お答えをいたします。

観光客の誘致の目線ということでございますが、それぞれの商店街でありホテルであり、観光に関する関係者に置いております。

○28番（浜野 弘君） いいですか、よく聞いてください。別府は、それではなければ食べていけないまちなのです。それについての施策というものが、客の誘致についても何を重点に今置くべきかということ、もう少し真剣に勉強したらどうですか。よそから来るお客さんだけがお客さんでもないし、かつて、皆さん方は御存じないのかもしれませんが、別府は大分を初めとする県内のお客さんが一つのいやしの場として、楽しみの場所として、ほとんどの方がみんな別府に来ていたのです、別府に行くのが楽しいと。それが、全く来なくなった。それは何なのか。別府に行ってもおもしろくないからです。そうではないですか。全く普通のまち。大分というまちの小さいような形。ではないでしょう。ある意味ではいろいろな意味で県都ですから、大分に追いつくというのはいいかもしれませんが、私に言わせたら、そんなものは夢のまた夢という。100年たってもできません。別府の特徴を生かして、別府は何で生きていくのか。その中には大分46万人の人がどうしたら別府に来ていただけるのだろうかというの、一つの大きな問題点だというふうに考えられるのではないのでしょうか。これは決して、ただ市長やあなたたちの責任とは言いません。

考えてみますと、別府は歴史のないまちです。よそのようにすばらしい殿様がおって、名所旧跡と言われるものがいろいろあるというまちでもありませんし、幾らか祭りにしても有名などころに行きますと、全く形が違う。よそから見ると、何というか、ちまちましたあれだなという程度しかない。むしろ、まだ夜の別府にしても、大分の方がどんどん、みんな別府のお客さんが大分に行くというような状況になりつつある。商店街を通ったら、私は今の商店街は商店街と言えないと思いますよ。半分は飲み屋さんと飲食店。昼に行ったら、昼は半分閉めておる。夜に行ったら夜がまた半分閉めておる。私はやっぱり違うと思うのです。その一番いい例が、私はこのごろつくづく思うのですが、よそに視察に行かせてもらおうと。例えば雪なら雪が降るというだけでもお客さんの誘致になっているのです。南の方の方はもうほとんど、ただ雪が見たいというだけでも来る。その中で有名な観光地でもそれなりの努力をやっぱりしておるというふうに思います。日本でいえば京都は、世界、全国から来る。一番です。あそこは、もう今さら申し上げるまでもありません。お寺にしてもお宮にしても、本当、行くだけで、その一つを見てもすばらしいようなものがあります。それに先ほども言いましたように、その中でまたたくさんの外国人の方も含めて、日本のよさというもののなかから武士道だとか茶道だとかいう中で、わび・さびのことまで勉強したいといって来るお客さんがたくさんおる。お寺に泊り込みで、日本のよさを知ろうとする方もたくさんおるというふうに聞いております。

私は、やっぱり先人がせっかく、油屋熊八翁さんを初めつくってくれた別府観光、この基本は温泉の中でのいやしというものと、今一つは先ほどから言いましたように、別府に行くのが待ち遠しい、別府が楽しいというまちであったというふうに思うのです。ところが、今もう普通のまちになってしまったのですね。それでは私はいけないというような気がしてなりません。

それから、町の中の形態にしましても、私も直接ではないけれども、関係があるのですが、ついこの前から「別府の名物は何ですか」と。「竹細工とざぼん漬け」とどなたかが議員の方のお話がありました。別府の名物。かつてはざぼん屋さんだけでも四十何軒ありました。竹かご屋さんが何軒あったのでしょうか。今、どこにあるのですか。全く今こういう業者の方々は細々としながら、しかも別府観光で食っているのではないのですよ。よそで食っているのですよ、みんな。例えば九重の大吊橋とか、あんなところがあるから何とか持ってきている。もうみんなやめてしまった。ましてや観光地独特の、商店街の中に土産品屋さんなんか、もうないではないですか。いかに別府がもう観光地でなくなったのかということを証明する一つの状況ではないかなというふうな気がしてなりません。

その中で一番重要な温泉にしましても、今、「全国総観光地」という中で、では別府でないと見られないというような温泉がそれならあるのか。これもない。そう思いませんか。私は、もう少しやっぱり観光に力を入れるべきだというふうに思いますし、その誘致の仕方にしても、もう少し議会も一緒になってやっぱり検討しながらやっていかないと、別府はだめになるのではないかなという気がしてなりません。確かに周辺、公園を初め立派になりました。しかし、我々がよそに行っても必ず商店街は見ます。ところが、今のような状態では、これは別府はだめだなという印象を、お客に与えるのではないかなという気がしてなりません。

そういう中で市長、お願いをしたいのです。私は先ほど言いましたけれども、市長は大変柔軟性のある方ですから、私はやっぱりもう少し幅広くみんなのそういう意見を聞くと、場所をどんどんつくっていくべきだというふうに思うのです。そうしめんと、やはり私もそうですし、みんなそうです。自分が育ってきた環境という中で、何もかもがわかるということではありません。商売人は商売人の考え方があるでしょうし、学校の先生は学校の先生の考え方があるでしょう。お役人はお役人の考え方があると思いますよ。しかし、お役人はお役人だけの考え方でいろいろ何ぼ協議をしても、私はいちまちづくりはできないと思うのです。そのために議会は、市民の代表としてこれだけたくさん立派な方がおるのだから、もう少しやっぱりよく話し合い、それが本当の「車の両輪」というものだ、私はそう思っておるのです。意見が違うこともあるでしょう。しかし、そうではないのですか。どんどん意見を交換しながら、どうすることが別府のためになるかということは、私はその組織をちゃんとつくり上げていかないといけないのではないかなというふうな気がしてなりません。

今さら過去のことを言っても、しょうがないのですよね。私も子ども心にずっと覚えていのですね。別府は棧橋に着いたら竹瓦温泉、それから霊潮泉、寿温泉、柳温泉、それから楠温泉とずっと棧橋のすぐそばにありまして、湯けむりがどんどん上がる。それに油屋熊八さんたちが陣羽織を着てお迎えに行く。すぐその横には北浜に砂湯がずっとありまして、もう見ただけで「わあ、別府の温泉に来た」というような感覚があるのです。今、恐らくここの方はほとんど知らないと思うのですがね。（発言する者あり）ただ、そういう別府独特の雰囲気というものがあつた。ところが、今はもうどこへ行っても、本当に温泉に来たのだろうかというような雰囲気、このうち自民党で金沢の方にちょっと視察に行きました。あれだけ加賀百万石といいますか、すばらしいまちですね。私も久しぶりに視察に行ったのですが、あそこの駅の前にすごい建物が建つたのですね。市長、見られた

かどうかと思いますね。あれは何か、鼓か何かのようですが、うわあ、すごいなという。いかにも文化的大名がいたという、それを象徴するような建物が建っておりました。私は、そういうものも含めましてやっぱり考えないといけないのではないかなという気がします。

ついでに、市長は嫌うかもしれませんが、私が一つだけ気になることがあるのです。というのが、市長さんとも何回か行きましたけれども、烟台に、私は4回行きました。その中で、姉妹都市としては大変よく交流ができておるまちだというふうに理解しておりますし、あの隣のまちにあります蓬萊市、あそこから別府に七福神の宝船の石像をいただきました。これ、今、別府の人でもあれが別府にあるというのを知っている人はいないのではないですか。私は違うと思うのですね。やはりあれは、なぜいただいたかという、あれは中国の方が日本に来て、あの中のとおりです、七福神のとおりで、魚のとり方、農業の仕方、そんなものを日本に来て教えたのだという由来があるのですね。だから、こういうまちについては大変いい一つ材料になる。ところが、あの山の中にあったのではどうにもならぬですね。船で来たわけですから、私はどこか海の方にあれはやっぱり飾っていただくと、違う意味でのまた一つの名所になるのではなかろうかなという感じがいたします。

それから、今一つは、私が指宿に行ったときに、これは私は気になったのですが、それでお話ししたこともあるのですが、あそこは今、砂湯が有名になっております。しかし、あんな砂湯は、私から言わせたら、昔の別府の砂湯に比べたら何ということはないのですね。ところが、各旅館の方々が、「いや、私は別府から来たので行きません」と言っても、旅館の方が、「そんなこと言わなくて、ぜひ言ってください」ということで、全部バスが旅館をずっと回って、そこに案内するのですね。だから、行く行かんではなくて、普通の人は都合によっては行かぬ人もおるでしょうけれども、あれだけ勧められると、やっぱりみんな行くというみたいなかから、あれがかなり有名になっております。しかし、別府から見たら「何でこんなものに」という程度ですけれども、そんなものも考えてしたらどうでしょうか。

やっぱり目玉になるものをどんどんつくっていかないといけないというふうに考えますし、それから、何遍もこれも言いますけれども、別府は観光地ですから、観光客が来ていただける施設、これをどう模索していくか、どうしてこういう企業を引っ張ってこれるかということが、無理を承知で私は市長をお願いをしたいのです。やっぱりそれをしませんと、かつてサファリブームというのがありましたね、サファリブームというのが。あれで随分潤ったものです。今は九重の大吊橋。やっぱりある程度そういう客を引きつける目玉になるものがないといけないというような気持ちが、私はあるのです。だからその辺をぜひひとつ市長、今から。もうちょうど2年目になりました。あとの2年の間にそういうものをどんどん進めていただきたいなというふうに思います。

それから、最後になりますが、これに関連して一言苦言を呈しておきたいというふうに思います。苦言を言うなということですが、このいろいろの誘致の中での協議会というのですか、そんなもののあり方について、私はもう少しはっきりしたことをしないといけないのではないかなと思っているのです。いいですか。私は、こだわるつもりはありません。イズミの問題のときもいろいろ意見があった。そのために市長の選挙までして決めたのですから、市民の皆さんがそれに賛同した。それについていろいろ言うつもりはありません。ただ、当時私が言いましたように、陸橋の問題、その他について私は何回も上級官庁、それからいろいろなところに行きました。そのときのことをお話を申し上げました。だれも聞いてくれなかった。しかし、現実にはその問題が今引っかかっているのですね。やっぱりそれぞれの専門家といいますか、わかる人が一緒に入って協議をするということにしてもらわないと、役所の中の人だけで協議をするということで事足りるとい

うほど甘いものではないと思いますし、それならそれなりに私はやっぱり皆さんには勉強していただきたいという気がします。

ついでですから言いますと、指定管理者制度の問題でも私は随分調べました。皆さん方は簡単に、「いやいや、これはいいのだ」というようなことを言うけれども、別府方式で指定管理者制度を運用しているところ是一件もありません。それだからこそ、議会からも附帯事項がついたでしょう、附帯決議がついた。それについて、ではあれから後、今後のためにもどんな勉強をし、どんな協議をしたのか。聞き置くだけというのか、私はその辺が大変気になって仕方がないのです。やはりそういうものはちゃんとした協議をして、改めるものは改めていくということをしないといけないのではないかなという気がしてなりません。

最後にもう一つだけ。一つ言わせてください。実はつい先だって、船券売り場のことについて新聞に出ました。私は頭が悪いせいかわかりませんが、この内容がよくわからないのです、私は。だからこれの内容について、どういうことなのか、また、これはどういう形で協議をされたものなのか、教えていただけませんか。

○副市長（松丸幸太郎君） 貴重な御意見、大変ありがとうございます。私の方から、観光まちづくりについてお答えをさせていただきたいと思います。

御存じのとおりに別府市は、「住んでよし、訪れてよし」のONSENツーリズムのまちづくりを推進しておりますけれども、先ほど議員御指摘のように、「特徴のないまちになっている」、「目玉がない」、あるいは「観光誘致のターゲットが絞られていない」というような問題点を指摘をいただきました。観光は、非常に幅の広い分野でございます。市の行政だけでは、すべて解決するというわけにもまいりません。それで、またこれも御指摘がっておりますけれども、関係団体、商工会議所、観光協会、旅館ホテル組合、あるいは自治会、それからNPO法人、いろいろなグループがあります。そういう方々と十分話をしながら新しい方向を検討してまいりたいと思っております。（発言する者あり）

○28番（浜野 弘君） 先ほども「苦言を」という、私は言いましたけれども、議会が終わったら終わりというのでは、何もなりませんからね、ぜひやっぱりこれを、「あんなばかが言うのを」と聞くのではなくて、ばかはばかさんの考え方がありますから、やはり少し聞いていただきたい、私は。少なくとも次の議会の際に、「あの問題については、今こうしております」というぐらいの答弁が欲しいなというふうに思うのです。ではないですか、私はそうでないといけないと思います。

それから、先ほども言いましたように、やっぱりある程度専門の人の意見といいますか、やっぱり詳しい人の意見も聞かないと。失礼ですけれども、私をはっきり言ってサラリーマンになったことがありますから、特にお役人なんか、私は頭が悪いからなれんのですけれども、わかりません。しかし、あなたたちも我々のような商売のことについてはわからないでしょう。「わかれ」と言う方が無理なのです、全然違う世界で育ったのですから。だからどんなに偉い市長であろうと何であろうと、何もかもがわかる人なんかいないと思うのですよ。だから、それはやっぱりでき得る限り皆さんの意見を聞く。特に市民代表である議会の意見をどんどん聞く。私は、それは当然のことだというふうに思っております。

それで、最後に言いました話について、皆さん、どんな協議をなされたからこれはだめだということになったのか、お答えください。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

議会から附帯事項をつけられた件につきましては、真摯に受けとめ、私どもは内部で協議をさせていただきたいというふうに思っております。

また、ボートの関係につきましては、内部協議の上、総合的に判断した結果、そういうふうにお断りを申し上げたということでございます。

○28番（浜野 弘君） 副市長、大変悪いのですけれども、私が聞いたのは、そうではないのですね。何の問題にしても賛否両論あります。ただ、いいことはいい、悪いことは悪いと言いますけれども、それはいろいろ勉強・調査をした上ですというのは当たり前のことでしょう。違うのですか。そういうものをどこで勉強して、どういう協議をしたからそういう結果が出たのですかと聞いている。どなたとどなたがどんな勉強して、どんなお話し合いの中でそうなったのか。余り自慢にならんけれども、ああいうことは私の方が詳しいと思いますよ、はっきり言って。私の見解は全く違います。どうですか、ちょっと教えてください。

○副市長（友永哲男君） お答えいたします。

ポートピアの関係だというふうに思います。ポートピアの関係につきましては、大村市の方から申し出がございました。その中で、まず最初、競輪場の中でそれを設置したいということでございましたので、競輪場の中で、競輪場に及ぼす影響等、また周辺の住民の方々の影響等をお聞きしまして、皆さん方の御意見、要するに周辺住民、またそれから競輪内部の意見等を聞きまして、私どもは総合的に判断をさせていただいたということでございます。

○28番（浜野 弘君） もう余りこれ以上言いたくなかったのですけれども、副市長、そういう話になると、私がどうしても納得しかねるのは、先ほども言いましたように、何だかお客が減るのだとか、何を調査した上で言うのか、私は不思議でならないのです。私の見解は全く違います。しかし、これは市長が決めたことですから、私がいろいろ言うことはありません。しかし、私が今言っているのは、今後いろいろな企業が来るときに、それを審査するということについては、そんなことでいいのですかということを行っているのです。市長もわかっていただけたらと思うのです。私は決して妙なことを言っていない。私どもは私どもで、別府のためになるという確信のもとに言っておるわけです。しかも、今一つ。私はこれも市長にお願いしたいと思うのです。この本会議で市長も、2度も市民といいますか、「地域の人の意見はもちろんのこと、議会の意見も十分に聞かせていただきたい」と。議会の意見をいつ聞いたのですか。担当者として、これは企画がしたのかどこがしたのか知りませんが、ではその中で何が今言うようにそういう結果になったのか。私はわかりません。何人でしたのですか、どなたとどなたがしたのですか。そんな方が、そういう問題について本当に詳しいのですか。そうしませんと、今までもいろいろなことがありました。別府が逆に日田に出すという問題もありました。いろいろ問題もあった。しかし、先ほども言いましたように、別府というところは特殊なまちなのです。普通のまちではないのです。だから、いろいろの角度でよく検討してしないといけないのではないかなという気がしてなりませんので、申しました。

しかも、できれば、先ほどから何遍も言うように、大分の46万人の人に別府に来て楽しんでいただくためには、例えば多少問題があってもどういうものをしなければいけないのかなとか、いろいろの問題をやっぱり加味していきませんと、私は正直言って競輪事業、愛していますよ。しかし、これは大変先行き難しい。でしょう。それだからこそ国も考えて、ポートにおいては素人でも当たるということが、競輪では当たらない。だからこそ国が、そうでしょう、ポート協会だったら当然この5年以内に300カ所つくるといいますよ、各地に。それはなぜか。今パチンコでもそうらしいね、私はパチンコしませんが、金額が大きいと悪いね、今、1円パチンコとか何とかあるね。楽しむという部分といろいろの部分があるのです。だから私が仮に、年寄りには頭の体操ということもあるし、いろいろのことがあるのですよ。だから私はそうではない、もっと大きな目でいろいろのものを考えて、これは別府にあっていいのかどうかということを考えませんと、（発言する者あり）一番私が気になるのは、これをギャンブルと見なすのかレジャーと見

なすのか、やっぱりこれが大きな問題だね。別府、そうでしょう、競輪担当課、課長おるか知りません。「明るく楽しい別府競輪」と言う。別府市がそう言って宣伝しておるのでしょうか。違うのですか。もう言うこととすることが、全く違うではないかという気がするのです。

しかも、今は地方財政は大変なときです。税収も上がりません。やっぱり収入の面も考えないといけない。そうでしょう。だから市長、イズミをするときに、あそこから入る土地代が欲しかった、あそこをあのまま放っておいたらだめだ。そんなこと当たり前でしょう。それだからこそ皆さんも賛同する人が多かった。だから、その辺も含めてよく考えていくということにしないといけないと私は思うのですが、どうですか。（「競輪もやらなくていい」と呼ぶ者あり）

○副市長（友永哲男君） 御意見ありがとうございます。今後につきましては、先ほど議員さんが言われましたように、諸問題につきましては、議員さんからの御意見も伺うことがあろうかと思えますし、また市民の方々の目線に立って今後ともいろいろな政策についてはやらせていただきたいというふうに思っております。

○28番（浜野 弘君） これで、質問を終わります。

○19番（堀本博行君） それでは、きょうはちょっと声の調子がよくないので、お聞き苦しい点もあろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。（発言する者あり）そういう声もあります。きょうは、早朝からWBCがございまして、早くから起きて、議場の中にもきょうは眠たそうな顔をされた方もいらっしゃると思ひますけれども、私も5時半ごろ起きて見させていただきまして、きょうは6対0で見事キューバに打ち勝ちまして、心からお祝いを申し上げたいと思ひます。

それでは、定額給付金から入らせていただきたいと思ひます。

この定額給付金については、去る12月議会でもやり取りをさせていただきました。また2月の初めには、浜田市長にさまざまな要望という形で、特にプレミアム商品等の発行についてのお願いもさせていただきました。別府市の経済の活性化に向けてぜひ実施をしていただきたいというふうな形をお願いをさせていただきましたし、また各種の団体の方々についても商工会議所それから商店街連合会の方々、また旅館組合とかさまざまな団体の方々と連携をしていただいて、しっかりと進めていただきたいというふうなことにしてもお願いをさせていただきました。この件については、着々と進んでいると思ひますが、このことについても後ほど若干のやり取りをさせていただきたいというふうに思っております。

当初からいわば「天下の愚策」と言われ続けて今日まで来たわけでありましてけれども、特に予算案の第1次補正予算で、今回の給付金については第2次補正予算、そしてまた新年度予算というふうな形で、総額75兆円の景気対策を含めてすべて網羅した、与党に言わせればそういうふうな形の予算配分がなされていったわけでありましてけれども、その中でも取り分けこの給付金を2兆円だけつまみ上げられてぶったたかれるという、こういう現象がずっとあったわけでありまして。この中で、ここに来て現実的に給付が始まりました。御案内のとおりでありますけれども、全国のトップが青森県の西目屋村で3月5日から給付が始まりましたということが、テレビで大きく報道がなされておりました。この村が全国でトップで、これから二、三日して姫島村がありました。それが7日だったと記憶しておりますが、この7日に実は私、うちの県議の伊藤さんと一緒に姫島村に行きました。どんな状況で、現場を見たいということもあって、船に乗って姫島村に行かせていただきました。

午前9時から、現金給付がなされておりました。かなり長蛇の列で、その7日に給付をして、1人1人手渡しで、現金給付ですから、封筒の中に名前まで書いてあるのですね。

何々様と書いて、中の確認をしてお渡しをしていたという、こういう光景があったわけがありますけれども、たまたま村長の藤本さんがいらっしゃってまして、いろいろ二、三十分懇談をさせていただいて、その後、離島センターの方で現場を視察させていただきました。6日に申請書を職員の皆さん、あそこは職員さんが多いですから、職員さんが全員で申請を手渡しで全部姫島の島民の方に、郵便とか何とかではなくて手渡しで職員が全部配布いたしました。それで、次の7日に3,900万円という、こういう金額でありましたのですけれども、全員に、土曜日と日曜日、7日が土曜日だったと記憶しておりますが、「土・日で大体8割方、もう全部終わります」というふうに言うておりました。村長さんと話をする中でも、マスコミの報道に対しての苦言もありました。景気をよくするためのこの今回の給付金ですから、景気というのは、やっぱり「気」ですからね、この「気」を盛り上げるという、こういうお話をしておりましたけれども、別府もだんだん日を追って具体的に進んでおるところでございますけれども、このプレミアムについては、全国でも御案内のとおりなのでありますけれども、3月1日時点で1,800の自治体の中で700近い自治体がプレミアムつきの商品券、また振興券、応援券とか、それぞれさまざまな名称は違いますが、発行しております。

また全国でも3月中に実施の自治体は400カ所、4月の上旬から中旬が528カ所、4月の下旬以降が873というふうな内訳で順次、全国一斉というようなことでもないわけがありますけれども、1,800の自治体が、半数が4月下旬から5月。新聞報道なんかによりますと、別府市は5月の中旬以降というふうな形でございますけれども、特に民間レベルでもかなり旅行者とかJTBとか、「給付金でGO!」と言って、「給付金でGO!」というタイトルで1万2,000円の宿泊プランとか、さまざま出ているようでもありますけれども、こういうふうな形で今進んでおります。

そういうことで、この給付金のことについて目の向いている市民の方々はかなり認識もあるのですけれども、よく今でも聞くのが、「別府市は本当に出るのかい」というふうなことを言う市民の方もまだまだいらっしゃいます。そこで、例えば今、申請の方法とか、それからどういうふうな記入方法なのかとか、どう提出するのか。本人確認とかさまざまなことがありますけれども、これからこのタイムスケジュール、これを課長の方から具体的に詳しく教えていただきたいと思いますと思いますが、よろしくお願いします。

○政策推進課長（梅木 武君） 定額給付金のスケジュールでございますけれども、4月の上旬に電算から対象者リスト、これは3日か4日ぐらいになりそうなのですが、リストが打ち出される予定となっております。それから封入作業等を行いまして、4月10日の金曜日ごろに申請書を発送したいと考えております。それから、金曜日に向けて今、事務を進めていますけれども、当然これは原則的には郵送ということになっておりますけれども、直接窓口の持参というケースも考えられます。それにつきましては、4月13日から申請の受け付けを考えております。それから、期間は約6カ月となります。そして、当面一、二カ月はその受け付け場所を市役所のレセプションホールで行う予定にしております。なお、開始から1カ月間は、平日は午後7時まで、土曜を除く日・祝日は9時から17時ぐらいの予定で、日曜日・祝日もレセプションで受け付けを行う計画にしております。

それから、給付の開始時期でございますけれども、ゆうちょ銀行を除く金融機関につきましては、第1回目が5月中旬ごろと想定しております。なお、ゆうちょ銀行につきましては、向こうの事務処理上、5月21日ぐらいになるのではないかと考えております。

○19番（堀本博行君） あと、それとしっかりと広報も、後でちょっと答弁していただきたいのでありますけれども、現金給付の対応、それから特に南部の方は高齢者の方が多いです。その対応と、それと、さまざまなことをここで聞いても時間のあれですけれども、対応の窓口、要するにいろんな形で相談窓口というふうなことについてもしっかりと

していただきたいと思いますが、この点はいかがですか。

○政策推進課長（梅木 武君） まず、1点目の現金給付でございますけれども、総務省の考え方は、まず郵送・口座方式、それから窓口持参・口座振込方式、最優先。現金給付については、そういう口座の、さっき言いました口座を持ってない等の特別の事情にある場合に限って認めるという方式でございます。実務上、窓口に来まして、いわゆる郵送・口座方式と現金給付をその場で行うのは困難でございます。私どもがまず考えているのが、郵送申請方式、窓口持参方式にしましても、まず口座振込を最優先にしたい。それがある程度落ちつきまして、今度はこちらから給付決定という通知を出しますけれども、それに日にちを書いて、いついつ現金を給付しますので、見えてください、という方式を考えております。

それから、2点目の南部地区はどうなるのかということでございますけれども、基本的には郵送で、そして前はいわゆる本人の身分証明書と通帳がセットで必要ということで示されておりましたけれども、ちょっと前に国の方は、申請人と受給権者が同一であれば、もう預金通帳の写しだけでいいですよという方向に変わってきていますので、郵送で何とかクリアできるのではないかと考えております。

○19番（堀本博行君） 広報については、どうですか。

○政策推進課長（梅木 武君） 広報についてでございますけれども、まず3月25日に発行される市報4月号におきまして、私どもの定額給付金と子育て支援の分につきまして、対象となる条件とか給付金額、申請書の発送時期、それから申請から給付までの流れ等の概要を掲載し、周知する予定でございます。

2点目に、4月1日ごろに、例えば市内ですと自治会に入っていない方とか新聞をとっていない方がいますので、郵便局のタウンメールで約6万三、四千件になりますけれども、市内の全世帯にタウンメールを、A4でお年寄りにもわかりやすいように活字でちょっと大きく書いた事業の概要を配布する予定にしております。それから4月より随時ケーブルテレビでも放映する計画にしております。

○19番（堀本博行君） 大体の流れはわかりました。それをしっかりとわかりやすく、さまざまな手法を使って市民に徹底をしていただきたいと思います。

それから、もう一つよく言われるのが、先ほど申しましたプレミアムの件です。これは非常に全国的に、先ほど申しましたように地元の活性化に向けて何とかこの給付金で盛り上げようというふうな動きが全国的な中であります。別府市の中でも、当初活性化交付金2億何千万かありましたけれども、このお金を使って全国はプレミアムの商品に上乗せをするなり何なりでやっているわけでありまして、別府市の場合は補正予算でストレートでスパシオンのあそこにお金そのまま行っちゃいましたので、非常にがっくりきたわけでありまして、具体的に新聞なんかでも、合同新聞なんかでもここにありますが、実施、プレミアム商品の発行をする自治体の検討状況ということで、中津とか日田とか臼杵、竹田、宇佐、豊後大野市、由布市、九重町、玖珠というふうに載っています。こういうプレミアムのつくところがあるのでございますけれども、検討中、それから今のところ実施の予定なしというのが、大分市と別府市、佐伯と、こう出ているのですが、市長にお願いに行ったときに、要望書をお渡ししたときにも「即答はできないが」というふうなお話だったのですが、現実的に今のところ予定がないというふうなことなのだと思います。今後もあるのかないのか、お答えください。

○商工課長（永井正之君） お答えをさせていただきます。

プレミアム商品券に関しましては、行政主導ではいろいろ課題があろうかなというふうに思っております。他都市のように商工協会また観光協会が一丸となって調整役を担っていただければ、一番スムーズに取り組めるかなというふうに思っております。今後、

関係業界の結束、また個々には利用可能範囲の特定、また販売方法、偽装券対策、また換金方法、広報問題、また市の財源面、そういったもろもろの課題が、関係機関とともにクリアされれば前向きに検討できるのではないかなというふうに思っています。

○19番（堀本博行君） それは違う。この政策そのものが行政主導ですから、これは。その中で現実的に、私もお願いをしましたけれども、例えば商工会議所それから旅館組合とか商店街連合会、こういう方々のぜひ調整役、先般、きょうの朝か、旅館組合の事務局長さんとちょっとお話をやり取りさせていただきました。「金がないのだ」というふうなことも言っていました。実際、この政策ができて旅館組合、事務局長は私の高校の先輩ですからね、いろんな形で御指導もいただくのだけれども、当初この政策ができ上がったときにいろんなプランをつくった。プランをつくっていろんな形で検討をやって、やってきたのだけれども、ちょっと金がないので、今ちょっとペンディングになっておる。ぜひ実施をしたいというふうなお話もしておりました。

そういう意味では、どこかがこれ、調整をしてあげないと、それぞれでやってくださいというふうな、それは民間の方でやってくださいというようなことではなくて、先ほども言いましたけれども、それぞれ給付の時期が全部違うわけですから、これ、給付時期が。だから早目に立ち上げてやって進めていかないと、どこかが調整をして円滑に別府市のこの制度そのものは、配るための制度ではないのです。活性化のための制度なのです、これは。これを、申しわけないけれども、今の市政というのは、梅木課長がひとりでふうふう言いながら、配ることにきゅうきゅうとしています。これまで商工会議所とか、いろんなさまざまな団体とこの件について打ち合わせをしましたか。どうですか。（発言する者あり）

○商工課長（永井正之君） 御連絡は申し上げております。

○19番（堀本博行君） 連絡だけでもだめなのです。前に進まなければだめなのです。それは課長の仕事ではない、これは。担当の部署はどちらですか。給付の本部長、亀山本部長。どなたかずっと回りましたか、市内を。どうですか。

○ONSENツーリズム部長（阿南俊晴君） お答えをいたします。

経済対策ということでございまして、商工会議所それからまた観光協会、それから商店街連合会、それから料飲組合等と近い……、今週木曜日でございますが、協議をするように連絡をさせていただいております。

○19番（堀本博行君） 現実的には、きょう、この時点でこういうふうにありますというような答弁があると思った、私は。そういうふうな形で進めてお願いもしてきましたから、現実的にどこまで進んでいるのかなというふうな思いであったわけですが、さあ、これからというふうなことです。これは配るのが目的ではありませんから、プレミアムがだめなら、どういう方法があるのかということをしっかりと、6日ですか、木曜日ですか。これはどなたが出席するのですか、この会合には。

○ONSENツーリズム部長（阿南俊晴君） 現在のところ、ONSENツーリズム部で、部と担当、企画の方にもちょっと声をかけるかもしれませんが、関係者で話をさせていただこう、意見交換をする中で。ただ議員さんの方から、私どもも議案質疑でも御指摘をされましたし、日程調整がなかなか関係団体とつかなかったということで、今週の木曜日ということに上げさせていただきました。

○19番（堀本博行君） ぜひこれは、市長、ぜひ出席もしていただきたいと思いますし、だめなら担当の松丸副市長でも出席をしていただいて即決、市長はちょっとあれですが、政治判断ですから、これは。ぜひそういうふうな角度で政治判断をしていただきたいと思いますし、最後に市長の見解を聞いて、次の質問に移りたいと思います。

○市長（浜田 博君） ありがたい御指摘と受けとめております。また先日、要望をいた

だいた時点で、この定額給付金を市内で消費をしていただくということと景気対策、そういう意味でプレミアム商品券の取り組みというのは、私は非常に効果があるというふうに認識をいたしております。そのときから指示をし、前向きに取り組むようお願いをしております。関係団体との調整も、担当は一生懸命努力をしていただいております。やっとおくればせながら今週そういった形で具体的な協議に入ることということでございますから、私の思いとしては商工会議所、関係団体、また観光関係の関係団体と話し合いを積極的に進めていきたい、このように考えております。

○19番（堀本博行君） まさに商店の方々にしても、売り上げの低迷にあえぎながら青息吐息でやっているという現状です。この19億という金が、やっぱり別府市に落ちるのと落ちないのでは全然効果が違いますから、ぜひそういう方向で進めていただきたいと思いますし、先ほど市報に載せるというふうなことがありましたけれども、特にぜひ5月分の市報の、4月の末に配布される市報の中に市長の緊急アピールぐらいを入れていただいて、「ぜひ地元で使ってください」というふうなことで、そういうこともお願いしたいと思います。

先日、みのもんたさんが、今月の何とかというテレビでこの定額給付金のことについて、今までいろいろ批判していましたが、本人が現実的に配っている皆さんの顔を見ると、「この定額給付金、すごいね」というふうに言っていました。第2次補正予算の内容についても高く評価する、「もっと宣伝したらいいのに」みたいな、こういうふうな発言もあってまして、おお、この人も変わったな。まさにこの定額給付金そのもののいわゆる潮目、流れというのが変わってきております。活性化に向けて何とか、先ほども申しましたけれども、景気をよくするためにはやっぱり「気」ですからね、「気」をしっかり持って盛り上げていくということが大事ですから、こんなもの、1万2,000円もらってどうするかというふうな、そういう姿勢で臨むのか、何とかこれでという、19億円で別府市の活性化をというふうな姿勢で臨むかという、この行政の姿勢で大きく変わってくると思いますので、ぜひこの点をお願いして、次の質問にいきたいと思います。

次に、行革のことについて若干触れさせていただきたいと思います。

行政改革推進計画の中の報告書、それから集中改革プラン等々も改めて読み直させていただいて、この5カ年計画の中の21年度が最終年度、集中プランの最終年度になります。こういった中で、ちょっと読ませていただく中で若干気になった点があるので、やり取りさせていただきたいと思いますが、まず1点目に補助金についてですね。提言書の中にもさまざまな御提言が記されておりましたけれども、この補助金については以前も私の方からいろいろやり取りさせていただいた経緯もあるのですが、まずこの5カ年の取り組みの成果について御答弁いただけますか。

○政策推進課長（梅木 武君） 補助金だけでよろしいのですか。（発言する者あり）補助金等の見直しにつきましては、改革項目に入っておりますけれども、当初のいわゆる目標額を5億2,500万円に設定し、見直しに取り組んできました。取り組みの基本方針につきましては、厳しい財政状況を勘案して、それぞれの補助金等の効果を精査する中で継続、縮小、廃止等の評価を行い、適正な執行を図ること。また特に新規の補助金等については、おおむね3年のサンセット方式の適用が可能なものは、交付期間を限定することを徹底することといたしております。さらに行財政改革市民委員会からも提言をいただいております。可能なものから順次見直しに取り組むとともに、平成20年度からは県下18市町村の半数以上が加入している団体に対する負担金等の見直しを行い、原則対前年比マイナス10%、次年度への繰越金が入収入金の30%を超えるものが見込まれるものについては20%削減するという、大分県市長会の負担金等の見直しに係る申し合わせに基づき対応しております。

この行革におきまして、先ほど5億2,500万円の目標額設定に対して効果はどのくらいかということですが、19年度までの累積効果額は5億7,500万円で、最終年度では、20年度を含めると7億6,700万円を達成する見込みであります。

○19番（堀本博行君） 大変、成果が上がっているなというふうな気もするわけでありませけれども、22年度がさらに高い目標を掲げて頑張っていたかなければならないのですけれども、先ほど答弁の中にありましたサンセット方式、これはやり方なのですね、問題は。特に先般、私もこの件で話をしたときに「我孫子方式」というふうな形で3年に1度カウントを全部ゼロに戻して、そしてやり直す。その間の追加の公募はやるというふうな形で我孫子の場合はやられておりました。それで、その審議委員の中の方々についても、行政のOBとか、そういう人は全く入っていません。全く役所に関係のない人だけで、簡単に言えば市外の人も入っているというようなことを当時は言うておりました。そういうふうな形で、いろんな形の引っ張り突っ張りのある人はそういう仕事はできませんから、ぜひそういう「我孫子方式」といいますか、すべてのものをサンセット方式でやるのは、これはいいのですけれども、一部とかいうのではなくて全部カウントをゼロに戻して、これからこの効果が、21年度で7億6,700万の成果が上がりそうだというのだけでも、これは一つはやりやすいところに切り込んだという、こういうふうな感覚なのでしょうけれども、これからさらに22年度から本格的なまた行革の大綱を発表するのでしょうか、これはまた22年度からずっとやっていくわけでありませけれども、ぜひそういうふうな方式でやっていただきたいというふうにお願いをして、次に移りたいと思います。

それから、行革の中にもう一つ気になるのが、人材育成という、この角度ですね。なかなか言葉の中に「人材育成」という言葉はよく使われます。「意識改革」というふうなこともよく使われます。だけれども、現実的にどういうふうなものが具体的にあるのかといえば、余りこの具体的なものが出てこない。平成18年度に人材育成基本方針というのが、18年3月に出ています。これをずっと読ませていただきました。この中で一番私が感動したのは、一番最後のアンケート。特に若手の方々の行政に対する厳しい指摘、これはやっぱり改革というのは若手ですよ。簡単に言えば我々、もう私も55になりますけれども、五十五、六になると、ひな壇に座っている皆さん方もそうですけれども、大体50を越えるともう先が見えてきますから、なかなか意識改革というのは難しくなってくる。そうではなくて、やっぱり30代の皆さん方の御意見を、これはすばらしいなというふうに、意見がたくさん出ていました。「年功序列の廃止」、こういうのとか、「能力主義の導入」、「年齢不問の採用実施」。「年功序列による昇格、これはもう絶対やめるべきだ」というのがいっぱいありました。やっぱり心ある若手の職員の方でも実力主義で上がっていきたいというふうな、いわゆる若手のこういう人たちの意見を伸ばして、こういう人たちが5年、10年、20年先にこの役所の中のリーダーとして来る時代になるとすごいなというふうに思ってこれを読ませていただきましたけれども、この人材の中には「降格制度の導入」というものがありました。ああ、これもおもしろいな。「おもしろい」という言い方は非常に語弊がありますが、発想としてそういうふうな形のものがあるといいなというふうな思いがしたわけでありませけれども、特に今、管理職、以前から管理職はいわゆる志願兵、公募制というふうになっておりましたけれども、今の管理職の試験制度、どうなっていますか。

○職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

現在の課長昇任試験の対象につきましては、45歳以上で課長補佐及び主管経験が2年以上の職員が対象になっております。その対象の中から応募した者、また推薦された者が資格者となりまして、論文、面接を受け、過去5年間の勤務評定を参考に最終的に決定されております。

○19番（堀本博行君） 私は、今もう議員になって14年、15年目に入ろうとしておりますけれども、いろんな課長さんを私なりに見させていただいて、この議場で、きょうでもそうです、議会のたびごとにいろんな質問が飛び交います。そういった中で課長さんの中にも2種類いらっしゃる。いろんな提案をするときに、一步退く人がある、「それは議員さん、無理よ」と言う人がおる。そういう人と、身を乗り出してきて、「おお、おもしろいですね」みたいな、こういうふうな積極的な姿勢の人。この2種類がどうしてもいらっしゃる。この違いは何かといいますと、私は今、公募制、若干「推薦」という言葉に引っかかったのですけれども、それは別にしておいて、課長になるという、「私にやらせてください」といういわゆる志願兵ですかね。この公募の制度そのもののあり方のときにどういう試験の、先ほど若干答弁をいただきましたけれども、課長になることが目的の人と、課長になってから先こうしたいという、こういう。それが先ほど私が申し上げた、一概にそう言えるかどうかわかりませんが、課長になったときからの姿勢にかかってくると思うのです、それは。そうしたときにこの試験のあり方というのを、やっぱりしっかり吟味していただきたいと思いますし、私は、人が成長するのは人事と昇格だと思っているのです、特に役所は。

人事のときに、特にまたこの4月、人事異動の時期に入ります。そうなったときに自分がどこに行くかといったときに、自分が拔擢されておったりすると、やっぱりうれしいものですよ。また自分のことをやっぱり上司はわかってくれたのだな。佐賀の葉隠の武士道、先ほど「武士道」という話がありましたけれども、一節の中に「士はおのれを知る者のために死す」という言葉があります。男というのは、自分のことをわかってきている人間のためには命も惜しくないというのが、これが男の姿勢ですよ、人間の姿勢ですよ。自分のことをわかってきてない人というのは、どうしても力が出ない。そういう意味では部課長、部長、課長の姿勢というものが、本当にこれからは問われると思います。

また採用試験でも、私はいつもよく言うのですけれども、採用試験で頭のいい、簡単に言えば頭のいい順から採用していくわけでありましてけれども、頭のいい順に採用された人たちが役所の中に入って仕事をするわけですが、仕事はやっぱり性格ですのですよね。成績ではせん、私はそう思っています。性格で仕事というのはするのです。だからそういう意味では毎年毎年何十人も試験を受けて、その上から1次試験で何人か上からとるのでしょう。そういった中でも下の落ちたメンバーの中にも優秀な人材がたくさんおるだろうな、いつも毎年毎年それは思っています。しかし、またそれをフォローアップする体制そのものというのがなかなかありませんから、残念だなという気もするわけでありましてけれども、そういう管理職になるときの昇格試験のあり方、また美山町という町なので、ここは主査になるところから筆記試験と面接をやっていますというふうに、私も資料で、担当の職員課の方とお話をさせていただいたのですけれども、「人材育成の一環です、これは」、そういうふうに言っていました。だから、ぜひ人材育成の一環で年功序列、先ほどもあったように年功序列はやめましょう。若手の意見もしっかり採用していただいて、ぜひそういう昇進制度等もしっかり検討していただいて、このことをお願いして、次に移りたいと思います。

それからもう一つ。私も今まで余り触れてはなかったのですけれども、福利厚生の部分で若干触れさせていただきたいと思います。

こういう100年に1度、100年に1度という、この厳しい状況の中で行政改革の中で、議会としても身を削ろうというふうな中で河野委員長を先頭に議会改革委員会を立ち上げて、さまざまな角度からこれから改革に切り込んでいきたいというふうに、私も決意をしている一人であります。その中でも福利厚生の中の、まず、変な質問をして申しわけないので、予算書の中のこの福利厚生の一千万七、八百万という金額があるので

すけれども、この予算書の中のどこにあるのですかね。これをちょっと教えてもらえますか。

○職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

厚生会の負担金につきましては、予算書それぞれ各項の共済費の中に盛り込まれております。

○19番（堀本博行君） 要するに、各課の予算の中に入っているということですよね。それが寄せ集めて1,800万、一千七、八百万という金額にことしものなるのでしょうか。けれども、それは職員課の項目にぼんと載せるというふうなことは、これはもう答弁は要りませんからね、わかりやすい表示の仕方といいますか、ぜひこれを、私もこの質問をするのに、どこにあるのだろうかと思って一生懸命探したのです。探しきれないので課長にお願いして聞いたら言われたので、勉強不足で大変申しわけなかったのですけれども、そういった中で、いわゆる公費で賄われているお金、それから会員の皆さん方で賄われているお金、これは使い道はどうなっていますか。

○職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

職員の掛け金から入っている分につきましては、給付金とか、そういった形になっております。市からの負担金につきましては、御指摘いただいておりますレジャー券とか、そういった形の分で使わせていただいております。

○19番（堀本博行君） 特にこの福利厚生のお費については、全国の47都道府県、県の段階でも21の県で公費負担ゼロというふうな形で今進んでおりますので、九州でも福岡と鹿児島が全廃。二、三日前に津久見に電話しました。津久見のうちの同僚議員といういろいろ取りしたのですけれども、「津久見は平成19年から20、21とこの3カ年、公費負担をもうゼロにしています」と。「これはどういうこと、よくこんなことができたな」と言ったら、「労使の交渉の中で、折半の中、話し合いの中で、当面19、20、21は公費ゼロですよ」。よくこんなことができたなというふうに私も思いましたけれども、「22年度からどうするのですか」と言ったら、「今年度、もう一回話し合いをします」、こういうふうに言っておりました。こういう大変な時期であるがゆえに、特に市民の理解の得られるようにという、こういう福利厚生の意義づけの中にありますよね。特に市民の理解を得られるというふうな、なかなか得られるのは難しいのですけれども、そういう方向で進めていただきたいと思いますし、この条例を見ますと、理事会の評議員それから役員会、それから理事会というふうに三つも何か組織があるようでありますけれども、その中で一番の決定機関というのは理事会というふうに言っていました。この理事会というのは、友永副市長が会長でありますから、会長が先頭を切ってそういう方向で。

もう一つ気になるのが、公費率というふうなことを少し狭められんのかといったら、公費率というのは、この条例の中で会員の会費と同じ金額を出すということになっていきますから、これまた公費率なんというのは永遠に下がらんわけでありますから、それはそれとして、ぜひ友永会長に、こういう時期でありますから、ぜひそういうふうな方向で、答弁は要りませんから、答弁を求められても困るような顔をしていますから答弁は求めませんが、ぜひそういう方向でお願いしたいというふうに思うところでございます。

それから、あと教育委員会の面の3項目については、私は総務文教委員会ですから、これは委員会審査の中でやっていきたいというふうに思っておりますので、飛ばさせていただきます。

最後に、公園行政について若干触れさせていただきたいと思います。

別府公園のことについては、以前から私も質問をさせていただいておりますけれども、今年度、どういうふうなことが予定をされておりますか。それを教えてください。

○公園緑地課長（村山泰夫君） お答えいたします。

別府公園の整備につきましては、これまでに慎重に検討を重ねてまいりました。議員さんの御提案のごさいました東門のトイレの南側、別府公園南東部に、利用されていない場所がございます。議員さん御指摘のとおり、この地は樹木は繁雑に植えられ、過去、公園整備に利用した巨石等が乱雑に積み置かれ、くぼ地になっておりまして、公園利用者、特に子どもたちが近づくのに危険で、少し暗い状況でございます。新年度で樹木の選定や移植等の整備を行い、公園全体としての雰囲気を変えることなく、木漏れ日が届くようなミニ広場として利用ができるような計画を持って整備したいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○19番（堀本博行君） 確かに、あの辺は危ない。子どもというのは、危ないところで遊びたがる。あの岩のごろごろしたところで小さい子が飛びはねて遊んでいるようなこともありますから、ぜひそういう方向で整備をしていただきたい。このことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○29番（首藤 正君） きょうは、早朝よりワールド・ベースボール・クラシックが行われまして、日の丸をつけた侍ジャパンが優勝候補をやっつけまして、本当に健やかな気持ちできょうは役所へ出てまいりました。役所へ着くなり、もう一つさわやかさが出てきました。それは、きょう、別府市出身のロッテの大塚明選手が市長を表敬訪問いたしましたして、市長と会談をいたしました。この大塚選手は、別府の南部の出身ですけれども、南小学校、浜脇中学校、羽室台高校を経てロッテに入った選手であります。高校時代は羽室台で、今、7番議員の長野議員がその当時同級生でして、キャプテンをしまして、一緒に活躍した選手で、けさ、長野議員も同行いたしました。

大塚選手は、市長との会談の中で、いろいろ別府市民に応援をいただいて、ありがとうございます。これから、別府市にとってスポーツ振興のためにお役に立つことがあれば協力したい、このように申し述べて、市長も喜んでおりました。特に教育委員会で、ことしはプロのスポーツ選手を子どもたちの前に呼んでいろんなことをやりたいという計画もありますし、市長もその点で非常に期待を持ったのではないかと思いますし、教育委員会もその点をひとつ踏まえておいていただきたい、このように思います。

さて、きょうは税収の問題を中心に議論をさせていただきますが、まず地方自治の分権、地方自治の自立、この重要な要素の一つに税収の確立がなければならない、このように言われております。私ども自民党議員団は、昨年2月、市政の根幹をなす税収のあり方について、市長に対して要望いたしました。その後、ことしの4月になってこの税収の問題を大きく市長も考えたのでしょう、「納税課」から「収納課」に改めて収納業務の強化を求めてまいりました。

しかし、今議会を通じて、これは大変だなと思い始めております。政策推進課長の議案質疑、一般質問の答弁の中で、平成25年には基金が枯渇するだろう。この枯渇する25年度をいかにして延ばすかが大きな課題だ、このように述べております。そしてまた市税が前年度の予算よりも4億少なく計上されておって、これもひとつ大きな心配の種だ、このように政策推進課長の方から説明があつて、これはいよいよ別府市も来るところに来ているのではないかなというような感じを持っておりますが、特に25年にはもう基金がなくなって蓄えがなくなる。そして21年度、新年度は20年度よりも市税が4億も落ち込む。こうなってきますと、「えっ」と、こう思ったのですが、過去3年間の……、私たちが市税を考えるとときには調定額でどれぐらい集まったかということを考えるのですが、政策推進課長は予算額をもって、予算額から4億落ちている。そして過去3年間の別府市の予算額に対して収納率がどれぐらいあるのだろうということで、ちょっとはじいてみました。そうしますと過去3年間、この20年の見込みを入れて予算に対する税の収納率は98%、98%も収納率があります。そうしますと、今年度の144億9,900万の予

算に対して98%の収入があったとします。そうしますと、それでもあと残りの0.2%というのは大きいんですね。この予算に対して約3億の収納減が出てくる、今までの例からいきますと。そうすると、課長が言った4億プラス3億、7億が21年度もろに影響してくるな。これはやっぱりすごい数字だな、このように思いましたね。これを乗り切るためには、本当に思い切った行政改革を執行部がどこまでやりきるか。

そしてもう一つ。税収入の確立をどこまで図れるかということが、今後別府市の財政運営に大きく影響してくる問題であります。それで、きょうは、市税等について近年の流れ、そして現状はどうなっているのか、問題点は何か、今後の方針と対策はどうすべきかという4点について伺っていききたい、このように思います。

それで、まず最初に、市税等の調定額に対する収納額、収納率、滞納額、この5年間の推移を市税、国保税、税でないその他の使用料等、この3分野に分けて現状、今までの流れはどうなっているのか御説明を願いたいと思います。

○収納課長（安部 強君） お答えいたします。

16年度から20年度の見込みについてであります。国保税、それから使用料等については、担当課より資料をいただいておりますので、私の方からまとめてお答えをさせていただきます。

まず市税についてですが、16年度決算の収納額が153億1,701万6,000円、収納率が87.3%、滞納額が20億9,150万4,000円、それから17年度の収納額が139億6,919万4,000円、徴収率86.4%、滞納額19億4,080万6,000円、18年度の収納額は137億7,069万7,000円、徴収率が86.4%、滞納額20億2,182万円、それから19年度の収納額が146億9,713万7,000円、徴収率86.5%、滞納額18億5,878万2,000円、20年度の収納見込みであります、146億5,027万円、徴収率86.9%、滞納額20億7,385万3,000円であります。

次に国保税であります。16年度決算の収納額30億3,310万円、徴収率が63.4%、滞納額15億846万5,000円、17年度の収納額30億4,085万7,000円、徴収率63.2%、滞納額15億1,825万2,000円、18年度の収納額が31億3,049万2,000円、徴収率64.3%、滞納額15億4,248万3,000円、19年度の収納額は31億4,312万円、徴収率が63.3%、滞納額15億5,528万7,000円、20年度の収納見込みについては28億6,666万円、徴収率60.2%、滞納額16億7,668万8,000円であります。

次に使用料等について、お答えいたします。16年度決算の収納額は35億7,316万3,000円、徴収率95.6%、滞納額1億6,049万6,000円、17年度の収納額は35億6,658万1,000円、徴収率95.4%、滞納額1億4,271万7,000円、18年度の収納額は35億2,364万2,000円、徴収率が95.6%、滞納額1億5,066万5,000円、19年度の収納額は34億6,014万3,000円、徴収率が95%、滞納額1億8,446万5,000円、それから20年度の収納見込額は34億311万2,000円、徴収率93.5%、滞納額2億3,492万4,000円であります。

○29番（首藤 正君） 今、収納課長の話を聞きますと、市税については収納率、大体横ばいで前年度、今年度の見込みが上がってきている。課長を中心にかなり努力をしているなという数字ではないかと、正直そう思います。特に国保税は、やっぱり非常に厳しいですね。これも後でちょっと問題点の話もしてみたいと思いますけれども、国保税は国保税の特殊性があって、市税とちょっと違ったやっぱり難しさがある。それも後で話をしながら、それをどうしていくのかということを議論してみたいと思います。特に使用料等で

すね、税以外の使用料、これが年々収納率が下がってきていますね。この辺、税以外のお金を集める、これが少し緩慢になっているのではないかな。税ではないから、ひとつ何か楽なつもりでおるのではないかな。これも後で指摘しますけれども、この使用料等の徴収については非常に問題があると申し上げておきたいと思います。

では続けて、課長、市税、国保税、その他使用料等の延滞金、督促料の滞納状況、それとあわせて延滞金の減免の取り扱いについてどうしているのか、その辺を説明してください。

○収納課長（安部 強君） お答えいたします。

延滞金それから督促手数料につきましては、会計事務規則によりまして、納付された額を調定としておりますので、滞納は発生しておりません。

それから、延滞金の減免の状況になりますが、19年度市税におきましては81件、1,278万600円、それから20年度、これは2月末ですが、101件、1,282万6,820円を減免しております。

○29番（首藤 正君） 課長の説明によりますと、滞納額が発生していない、こう言いますね。これは納付された額を調定としていますから、当然出てきませんね。しかし、滞納額がある以上は延滞金はあるというわけですからね、その辺は当然そうなりますね。そして、別府市の会計事務規則によって調定をして、事後調定をして処理されているということについて、それは誤りではない、そうだと思いますが、滞納のお金がある限りは延滞金があるということだけは確実だと思います。

ここで、平成19年度市税では81件、1,278万円となっておりますと。この減免ですね、この減免はどのようにしてやられるのか、その辺ちょっと御説明を願いたいと思います。

○収納課長（安部 強君） お答えいたします。

延滞金の減免ということで、減免基準をお答えいたします。地方税法の中に延滞金の徴収、その最後のところに減免の基準が定められております。この基準に該当する場合、延滞金の減免申請書を提出していただいて減免をしております。その減免理由で一番多いのが生活困窮、次いで納税通知書の未着や事業休止、それから病気などとなっております。

○29番（首藤 正君） 割と額が、件数と額が大きいですね。これが申請書が出て査定するときに、やっぱり査定基準というのが規則で定められているのだけれども、非常に難しい。どういう金額のときにはどういう査定をする、どういう金額のときにはどうなるということを、ちょっと教えていただけませんか。

○収納課長（安部 強君） お答えいたします。

別府市事務決裁規程によりまして、30万円までが課長決裁、それから30万円を超えた場合部長決裁ということで、減免の決済を行っております。

○29番（首藤 正君） この決裁をするとき、課長決裁が30万円未満、30万を超えますと部長決裁、こうなっていますが、この決裁の仕方を間違えますと、やっぱり大きな問題が出てくると思いますね。税金はまけておりませんからね、税金はまけておりませんね。税金はカットできませんね、だから延滞金とか督促料とか、そういうのがカットされていくわけですね。その辺が大変、十分な審査をしないとあれだと思います。

それでは、後でまた申し上げますけれども、続けて、現時点で市で国保税、その他の使用料等の滞納額と延滞金はないと言っていました、延滞金等の総額は今幾らになっているのか、その辺の数字をお示してください。

○収納課長（安部 強君） お答えいたします。

まず、市税の1月末の滞納額であります。42億6,431万151円、延滞金の収入額は1,562万5,347円となっております。次に国保税については、滞納額が27

億6,688万7,436円、延滞金の収入額は77万7,594円となっております。次に使用料については、滞納額が2億337万2,909円、延滞金の収入額はゼロとなっており、全体では滞納額が76億8,017万3,335円、延滞金の収入額は1,641万7,341円となっております。

○29番(首藤 正君) 今の数字を見ますと、市税、国保税、使用料等の滞納額は、課長の説明は1月末と言いましたね。そうしますと76億8,000万、これに滞納金等を入れますと、優にもう80億を超しているのが現在ある。

それと、先ほどの課長の説明で20年度の滞納額の見込額を言いましたですね、さっき言いましたね。20年度の滞納額を先ほど聞きましたが、そのときの滞納額の合計が39億8,500万ぐらいになると思います、3分野を足しますと。そうしますと、今の滞納額が76億8,000万あって、20年度の滞納見込額、これは繰り越していくのだと思いますが、それが39億2,500万。これを今ある76億から差し引きますと、差し引いたお金が36億9,000万円、約37億になるのですね、37億。この37億という金が、今もう3月ですから、3月の末まで、出納期限が5月末になりますか。それまでに、この出納閉鎖までに約37億というお金が入るという考えで、課長、よろしいのですか。

○収納課長(安部 強君) お答えいたします。

先ほど申し上げたのは、1月末の数字でありますので、あと4カ月収入見込みに向かって今努力しているところであります。

○29番(首藤 正君) 課長、今申し上げた金額に間違いはないかどうか、一回返事してくださいませんか。それから進めていきます。

○収納課長(安部 強君) はい、間違いありません。

○29番(首藤 正君) 出納閉鎖まで、5月末ですけれども、約37億のお金が必要。課長、大変な苦労だと思います。しかし、これは頑張って収納率を上げていただくということが、政策推進課長が心配していた額が減ってくるわけですから、ぜひ頑張っていただきたい、このように思う次第であります。

それで、滞納者に対する取り組みと処理方法について、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

まず最初に、中断の方法ですね。時効を中断するためにはどのようなことをしているのかということが一つ。

それと、先ほど言いました滞納金の算出方法、これはどうなっているのかということが一つ。

それから、先ほどちょっと議論をしました、課長。延滞金の減免の基準ですね、30万。それ以上、以下ということを言いましたが、ちょっと説明がありましたけれども、一番今の多い対象ですね。不景気で倒産したとかいろいろあると思いますけれども、その辺もう一度説明を願いたい。

この3点について、ちょっと説明をしてください。

○収納課長(安部 強君) 2番目は、延滞金の算出方法ということでよろしいですかね。はい。

まず、時効の中断対策でございますが、時効の中断につきましては、地方税法18条の2の規定によりまして、納付納入の告知それから督促、交付要求の三つの要件が規定されております。また、民法におきまして147条で請求、差し押さえ、承認の3項目が時効中断の事由として規定されており、これらの規定によりまして時効の中断を図っているところであります。

それから、延滞金の算出方法でございます。市税については、地方税法によりまして各税目ごとに規定をされております。固定資産税を例にとりますと、地方税法369条によ

りまして、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて14.6%の割合が本税に加算されるようになっております。ただし、納期限の翌日から1カ月を経過するまでは、附則の3条の2による特例基準割合、これが今4.5%であります、この割合を加算することとなっております。

それから延滞金の減免基準、先ほどあった分ですが、地方税法の各税目の中にやはり延滞金の減免についてということで規定されております。一番多いものが生活困窮、それから納税通知書の未着や事業休止、病気などとなっております。

○副議長（萩野忠好君） 休憩いたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（萩野忠好君） 再開いたします。

○29番（首藤 正君） 時効の中断についてですが、課長から説明がありました。この時効の中断の課長の説明によると、請求、差し押さえ、承認と、こういう形で推移していくのですが、請求だけで終わった場合は、中断になりませんですね。差し押さえまでいかないと中断しない。あと、簡単にできる中断というのは、どういう作業があるのですか。

○収納課長（安部 強君） お答えいたします。

先ほど言いました地方税法と民法のそれぞれの規定に沿って行っておりますが、まず分割納付等をしていただいた場合には承認ということになりますので、その時点で時効の中断になるということでもあります。

○29番（首藤 正君） 課長、そこが大事ではないかと思うのです。収納業務をするとき、例えば分納ですね。行ったときに1,000円でもいただければ時効は中断ですね。そうなりますね。だから、そういう作業の収納方法の徹底を図る必要があるのではないかと、このように思います。

それから滞納金の算出方法、これは14.6%、これは地方税法によって定められている。この14.6%というのは、国にとっては皆一緒ですね。私もちょっと会社をやっていますけれども、社会保険なんかを滞納しますと、年率14.6%を乗じた額が来るのです。これは大きいですね。

そこで、片一方税は14.6%。そこでお聞きしたいのですが、滞納金の措置をとられていない使用料がありますよね、使用料がありますね。地方自治法の231条の1によっては、調定をして歳入、収入方法をうたっていますけれども、231条の3項で税以外の歳入について、やっぱり滞納金を納めなければならない。これは条例によって全部延滞金をつける、こうなっておるのです。別府市の場合はもう条例がありまして、別府市の条例では7.3%の割合で、ここで違いますね、14.6と7.3と。この条例は、もう随分前につくられた条例で、片一方の税は14.6、片一方の使用料等の延滞は7.3。これでいいのかどうかということですね。その辺の考えはどうなのでしょう。この条例自体が随分前に制定されていますので、同じ滞納に税金と使用料等では違いますが、同じ滞納について滞納金が違う、それはいいのでしょうか。

○建設部長（高森克史君） お答えいたします。

今の件については、十分に課内とよく協議しながら検討させていただきますので、よろしくお願いします。

○29番（首藤 正君） なぜ建設部長が答えたのか、よくわからないのですがね。（発言する者あり）この問題は建設部長が答弁する問題でしょうか。市税の方ははっきりしていますけれども、先ほど言った市税でない使用料等は、だあとと広がっているのです。建設部、教育委員会、社会福祉等、だからこれらについて全般的に答弁するのに建設部長

では、ちょっと悪い。副市長かだれか、答弁してください。

○副市長（友永哲男君） 使用料等、保育料等、いろいろございます。その中でいろいろなものが決められているわけでございますけれども、今後につきまして、ちょうど今、税の半分が7.3%になっているのではないかというふうに考えておりますけれども、今後につきましては、いろんな法の整備がございますので、内部で十分協議をさせていただき、前向きに考えたいというふうに思っております。

○29番（首藤 正君） 早く協議する問題だと思いますね。延滞金の減免の基準の問題は、課長から説明がありました。特に多いのがやっぱり生活困窮者等がうたわれていますね。これから、課長、これだけ金融経済状況が落ち込んで不景気に突入していますので、この辺、生活困窮者はますます多くなってくると思うのですね。非常に厳しい状況下だろうと思います。

それで、今後の滞納者に対する取り組みと対策ですね。こういうものを含めてお伺いしますが、まず最初に今後の税収入の予測と問題点は何なのか。それから延滞金を返していない、今言いましたね、これを副市長は「検討する」と言いましたけれども、これの一元化をやっぱり早急に図る。具体的にどのようにして一元化を図っていくのかという答弁と、市税、国保税の収納の作業、税の一元化ですね。今、市税、国保税、二つの収納体制でやっておりますけれども、これらの一元化を含めて滞納者に対する今後の取り組みと処理方法についてお伺いしたい、このように思います。

○総務部参事（宇野榮一君） お答えいたします。

まず、第1点目の市税と国保税の収納率の向上を図るための基本姿勢ということでございますが、市税、国保税の収納対策、これは市政運営の根幹の課題でございます。市税、国保税の滞納、これは結果的に多くの善良な納税者の負担になります。そのような観点から、今後とも法的措置を含めた厳正な対応をしております。

また、今後の収納対策並びに税務業務の一元化についてでございますが、これは別府市における市税、国保税を取り巻く環境、これは大変厳しいものがございます。とりわけリーマンショックや円高によります景気後退、これが市税の納付にも相当な影響を与えております。とりわけ、現年度分の納付が伸び悩んでいる現状でございます。このような中、今後の収納対策としては、新たな滞納者をふやさないよう、先ほど議員さんからもお話がありました分納相談など早期の対応、これは今後も引き続いて行っております。それから累積滞納者については、財産調査それから差し押さえの実施など、これまで以上に厳正に対応しております。また21年度の新たな取り組みといたしまして、収納率の向上対策や税務業務の一元化の後、収納業務の一元化を図るなど三つの事業を計画いたしております。

まず第1点目が、今まで別府市は動産の差し押さえをしておりませんでした。21年度からは新たな車などを含む動産の差し押さえとインターネット公売、これを実施する予定で現在準備をいたしております。それから2点目でございますが、現年度の収納率向上を図るため、新たに口座振替制度の申し込みをされた方、この方に対しまして地場商品である別府米とか市営施設の利用券の抽選券が当たる口座振替促進キャンペーン、これを21年度に実施する予定でございます。それから3点目として、国民健康保険の徴収部門を収納課へ一元化することにより、簡素で効率的な税務組織の確立を図ることを目的に現在準備を進めております。

いずれにいたしましても、現在の別府市を取り巻く市税、国保税、これは大変厳しいものがございます。今後も市税、国保税の収納率の向上に向けまして、職員一同さらなる努力をしております。

○29番（首藤 正君） 今、参事の話聞いていますと、新たに動産の差し押さえをや

っていく。これは、私は効果があると思いますよ。今、車社会ですね。車は動産ですから、例えば乗用車、単車ですね、これらを差し押さえる。これはその場で押さえてかぎをかちっと車の輪にかければいいわけですね。これは使えない。使えないと、これはもう大変やっぱり不便を来しますから、即刻分納なり完納なり、そういう行動に移ってくれるのではないか、こう思いますね。

それから口座振替促進キャンペーン。どういうものなのか、後でちょっと補足説明をしていただきたいことと、国民健康保険の徴収部門を収納課へ一元化。これはぜひ早くやるべきだと思いますね。今、収納課の係が税金取りに来る。同じ、国保を滞納している人が重なっているのですよ。行った後にまた国保が行っておるという問題が起こっていますね。そういう問題は、もう一元化をして十分にやっぱり、税金を払ってない方に対応できる組織をつくっていくべきだ、このように思います。これは今答えた3項目の大きな今後の収納活動に力を発揮する、このように思います。

それから国保の問題、これはやっぱり一言言っておかなければならんと思いますね。特に国保は、市税の中の八つの項目がありますが、この八つの項目の中で、後で課長に聞きたいのですけれども、この八つの項目の中で今後どの項目が一番大きな問題が起こってくるのか。これだけ景気が悪くなりますと、入湯税、固定資産税なんか見直しになって、当然価額が下がってきている。余り期待できないというような問題もいろいろありますから、8項目の税の中でどういうのが一番影響してくるのかということもちょっと聞きたいと思います。

それから国保税は、これは課長も大変だと思うのですよ。国保税というのは、市民税は非課税となっている低所得者、これはもう関係なしに課税されますね。それから、住民税のように扶養控除、各種の控除なんというのは全くありません。それから特別徴収ですね。対象者の天引きですね、これらが無い。その対象者が非常に低いですね、国保の場合は。サラリーマンの方は、国保に入らなくても普通の社会保険の健康保険に入りますからね、それが大変だということですね。それから、例えば会社をやめてしばらく国保に入らない。困って、病気をするとときにぽっと国保に入る。そうすると3年さかのぼってこれは国保税を取りますから、3年間さかのぼって一遍に取りにくると、なかなか払えない。どうしても滞納になってしまうというような状況が出てくる厳しさが国保税の中にはある。しかし、これをどうくぐり抜けて今後やっていくのか。担当課長は苦労していると思うけれども、一言述べてください。

○収納課長（安部 強君） お答えいたします。

まず1点目、口座振替促進キャンペーンの内容ということでした。これにつきましては、地場商品であります別府米、これを100名程度、それから福祉施設のクッキー等の詰合せ50名程度、それから市営施設の利用券、これを100名程度、今、250名です、全体で350名を予定しています。残り100名につきましては、エコバッグですね、これを抽選で差し上げたいということで、新たに申し込まれた方にそういう抽選をやるというふうに考えております。

それから、特にどの税に影響があるのかというようなことを今言われたと思います。税源移譲それから税制改正、さらには円高などによりまして、納付そのものが少しおくれてきている状況にあります。市県民税につきましては、税源移譲によりまして分納の相談、これが非常にふえております。それから法人市民税と固定資産税につきましては、景気の悪化により、先ほど言いました納付時期がずれてきているというような状況です。それから個人消費の弱まり、それから円高の影響によりまして、入湯税と市たばこ税、これの落ち込みが目立っているような状況にありまして、以上の税に問題点があろうかなというふうに考えております。

○保険年金課長（古庄 剛君） お答えいたします。

国保税の収納率、議員さん御指摘のとおり確かに低いのが現状でございます。この要因といたしましては、先ほど一般論として議員さんの方が御指摘していただきましたが、そのほかとして、平成20年度には後期高齢者医療制度、この創設によりまして、国保の加入者の中では一番収納率のよかった75歳以上の高齢者の方が後期高齢者医療制度に大幅に移行した。これは1万4,000人ぐらいの方が移行しています、5万いたうちの。今3万6,000人ほどの加入者ですが、こういう収納率のよかった方が大幅に移行した。これが一つの理由。それから、20年度に税率改正が別府市がやりましたので、この辺のところも多少影響しているのかなというふうに考えております。

それから、今後の取り組みでございますが、国保独自といたしまして、居所不明者、いわゆる税の通知を出しても応答のない人がおります。居所不明者の調査、それからまた収納率を上げる、原則的には入りをふやせば収納率が上がるというのが一般論なのですが、これと別に国民健康保険の場合には、社会保険等に参加していて、そのまま、手続きに來ていない人で、税がそのまま社会保険料も払っておりまして、国保税も課税されて未納になっている方などいる。我々は「調定額を落とす」、「分母を落とす」と言うのですが、その分母を落とすことによって収納率が若干上がってまいる、こういうことを個別に取り組んでまいりたいというふうに考えております。それから、一昨年、18年度から実施しているのですが、預金の差し押さえ、こういうものも今後強化していかなければならないのではないかとこのように考えております。

いずれにいたしましても、国保の収納率が低いのは議員御指摘のとおりですので、今後とも十分頑張っていきたいと思っております。

○29番（首藤 正君） 国保は、収納率が下がると調整交付金がカットされてきますね。それだけに、これは本当、ダブルパンチを食らう格好になるのですね。そうしますと、もう本当に別府市の財政運営にどうしても影響を及ぼしてくる。どうか今回の一元化をするという決意を聞きましたので、それに合わせてひとつもう一回体制を見直して頑張りたい、このように思います。

それで、いかにこの税収入が今後難しくなっていくかなという考えが、もう一つ私の頭の中をよぎるのは、教育にも影響してきていると思うのです。きょうは、別府市の事務局長がお見えですので、ちょっとお聞きしたいのですが、この3年間ぐらいの学校授業料の免除の対象になっている学生は、どういう形で推移してきているのか、授業料の滞納がどのように推移してきているのか、ちょっと簡単に説明してくれますか。

○別府商業高校事務長（岩本 健君） お答えいたします。

減免制度につきましては、別府市立学校設置及び管理に関する条例施行規則に規定しております。別府市使用料の徴収に関する条例第8条の規定による授業料の減免を受けることができる者は、学業の継続が著しく困難と認められる者を対象とし、その基準は、保護者が返済、その他不慮の災害により家計困難となったため、学費の負担にたえられなくなり、かつ他に学資の援助をする者がいない生徒、経済的理由により就学困難な家庭の生徒、それから交通遺児等のいずれかに該当する者となっております。（発言する者あり）

それから減免件数、実績でございます。平成19年度、在籍数577名に対しまして67名、減免率11.6%、平成20年度は在籍数538名に対しまして71名ということで、減免率13.2%となっております。

○29番（首藤 正君） 今、事務長から聞きましたが、授業料の未納者もふえてきている資料をいただきました。それと授業料の減免についても、18年から比べると数がウナギ登りに上がってきているのですね。いかに不景気が教育にまで及んできているのかなということになるのですけれども、今後、この景気が不透明なときだけに税収の確保という

のが非常に難しくなる。これを全庁一体となって今まで以上に力がかかっていかないとはいけません。特に促進キャンペーンをやりますけれども、これは報奨制度ではありませんので、私はおもしろい制度だと思いますので、これで大いにPRして税収を上げていただきたい、このように思います。大変な御苦労が伴いますけれども、浜田市長を先頭にこれは全員でひとつ頑張りたいと思います。このことが今後の別府市の財政運営に大きく影響してくる。まず行革を徹底してやること、税収の確保を徹底してやること、この2点は今後の財政運営の根幹をなすものだ、このように思っておりますので、ぜひ頑張りたいと思います。

それから、あと生活環境の方に移ります。

道路整備について、まず河内田代線の今後の整備状況はどうなるのかが1点、まずそこからお聞きします。

○道路河川課長（小野信生君） お答えいたします。

河内田代別府線でございますが、内成公民館より大神峯神社過ぎまでは昭和63年から平成10年にかけて約900メートルを整備完了いたしております。また、古賀原から別府挟間線までは平成6年に約650メートルを、ゴルフ場開発計画者により道路拡幅が完了いたしております。

そこで未整備区間ですが、その後、東京の土地所有者と道路整備用地につきまして交渉・協議を重ねまして、平成21年1月に道路用地として寄附受納を行い、現在、所有権移転の手続きをいたしております。この部分の整備計画については、延長約730メートル、幅員が7メートルの2車線で、平成20年度より内成地区側より一部工事を開始いたしまして、21年度は約120メートルを施行する予定でございます。今後も引き続き早期完成を目指して整備してまいりたいと思っておりますのでございます。

○29番（首藤 正君） この道路は、別府挟間線の工事とつながっていきますし、今まで真ん中が、ゴルフ場の倒産の関係で土地が裁判所の管理になっていました。これが、東京のある大手の会社を買収して、その土地を道路用地を分けてほしいという、市長と建設部長が直談判をして成功したという話を聞いております。もう工事に着工して着々と進行しておりますけれども、これは棚田百選の棚田にも大きく影響してくる道路ですので、今後、促進方を早くできるようにお願いをしておきたいと思っております。

続いて、県道別府挟間線についてであります。この道路は国体を開催するまでにこの道路を仕上げたいという県の説明でありました。大幅におくれて今日に至っておりますが、これがトンネル工事が23年度から着工するという予定が、今年度着工が決定して予算が計上されました。この問題も非常に何か、市長が期成会の会長ですので、県・国に何回も足を運ばれたように聞いていますけれども、これについて今後の予定を聞かせてください。

○建設部長（高森克史君） お答えします。

今後、この県道について県の方にお聞きしたところ、金比羅山のトンネル工事については、これは延長が276メートルありますが、入札も済んでおりまして、今月の5日の県議会の方で議決を得まして、着手するということで聞いております。工期は、平成22年9月上旬に完成できると聞いております。このような計画でまいりますと、当初19年の国体開催に間に合うように完了したいという計画で何っておったのですけれども、議員さんの今のお話もありますけれども、前倒しで完了を平成25年から26年ごろできるという明るい情報を受けておりますので、今後前向きに進むのではないかと考えております。

○29番（首藤 正君） 市長、この道路は南部地区の問題だけではなく、別府市にとって大きな幹線道路になろうかと思っております。期成会の会長として、この道路ができるだけ早くできることによって南部開発、南部振興も進んでいくし、別府市の道路事情も変わってくると思っております。この取り組みについて、先ほど、今初めて聞いたのですけれども、早

ければ25年に完成するかもしれない。今まで20年代の後半という県の話で、「ええっ」というような感じで地元はまいておったのですけれども、できるだけ、1年でも2年でも早くしたい。トンネルの完成が23年8月ですね、トンネルの完成が。だからこの完成に合わせてもう上も下も、トンネルができたときには上も下も道路がつながるといふ形の工事をしていただくのが一番理想的だと思いますが、期成会の会長として、また別府市長として市長がどのように取り組んでくれるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

首藤議員には、地元の議員として、また御尽力をいただいております、この場を借りてお礼を申し上げます。

御承知のとおりこの別府挟間線、今御案内のとおり由布市・挟間間を結ぶ主要な地方道でありまして、国道10号にかわるバイパス道路としての役割を担っております。そういう関係で、今お話がありましたように、トンネル部分が用地買収が完了いたしまして、3年早く取りかかることができたということの報告もいただきました。その中で25年8月ごろトンネルの部分の完成を目標にいたしておりますが、全体の完成を25年9月ということで、要望に行った際ということで申し上げておりますが、今お話がありましたように、昨年の10月でしたか、由布市長とも一緒に期成会の会長として行橋市長を含めてみんなで行ったときに、この問題を具体的に私は課長に直々に陳情いたしております。そういう関係で、できれば少しでも早い時期に一緒に完成していただきたい、予算の確保と早期完成ということをしっかりお願いをしておりますので、少し期待をしていきたいというふうに思っております。今後、引き続きこの要望に従って早期完成を目指して頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。

○29番（首藤 正君） 私は先ほどトンネル工事を「23年8月」と言ったのではないかと思いますけれども、完成は「22年8月」だと思います。それで、今、市長の話聞きまして、できるだけ早くやっていただきたいという今後も要望を重ねていくということですが、市長、一つだけ気をつけていただきたい。期成会の総会等に県の審議官ですか、来て、みんなの前に立って平気な顔をして、「この工事、20年の後半になります」とか言って、堂々と言うのですね。私らにとってみたら心外ですね。県の説明で、「国体までに仕上げますから、協力してください」ということで、地元は協力したのですね。だから、これから市長が要望に行くときには、要望とか陳情ではなしに抗議に行く。「おかしいではないですか。国体までに仕上げると言ったのに、まだこれはでき上がってないではないですか」という抗議に県や国に行くというぐらいの姿勢で頑張っていきたい、このように思います。以上であります。

最後になりました。ちょっと気になることだけ聞いておきたいと思います。水道局です。

今回、議案で大所の飲料水の施設の議案が上がっていますね。それからもう一つ、古賀原の飲料水の予算が計上されております。これね、おかしいなと思うのですよね。市の水道の管理は、私は水道局がやるべきだと思うのですよ。一つの水道は環境課、もう一つの水道は農林課、それであとは水道局。こんなおかしいことしておったら、別府市は水道局があるのに何で本庁が水道の管理をしなければならないのですか。こんなおかしい現象が、今、別府市で起こっている。もうわからない。水、命です。当然これは水道法からいって水道局が持つべきだ、こう思うのですが、なぜ持てないのですか。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

議員御指摘の大所地区、古賀原地区の水道施設につきましては、現在、給水区域として国の認可をいただけていないのが現状でございます。認可区域外の水道施設を水道事業として受け入れることにつきましては、それにかかります施設改良の事業費、また維持管理費のコスト面から見て、現状は非常に難しいというふうに判断いたしているところでござい

ます。

○29番(首藤 正君) 事業計画で健全な財政を保つのがやっぱり大事ですけども、水道法からいったらおかしい。公的にできないのですか、できるのですか。それだけ答えてください。

○水道局管理課長(三枝清秀君) お答えいたします。

法的には水道法上の事業認可を受けることは可能というふうに判断しております。

○29番(首藤 正君) あなたたちの話を聞いておると、もうからんからせん、そんな感じにとれるのですよ。おかしいですよ、もうからんから市長部局がやれ、もうかるのは水道局がやる。こんな水道局がどこにありますか。いかん。やっぱり別府市の大事な市民の命を守る水道ですよ。法的に可能であれば、それを可能にする努力をあなたたちはしなければいかんではないですか。あちこちばらまいて、命である水を軽んじている。その辺ぴしゃっとやっていただきたいという要望をして、私の質問を終わります。

○14番(平野文活君) 最後の質問者でございます。お疲れのことと思いますけれども、てきばきと質問をさせていただきたいと思いますので、市長初め明確な答弁をお願いしたいと思います。

まず、議長にお願いします。質問の順番を1番の環境行政は最後に持ってきて、緊急経済対策を1番に持っていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

この緊急経済対策の問題については、議案質疑でもしっかりやらせていただきました。今度の本予算が、来年度予算が100年に1度というような経済情勢のもとで組まれるということですから、そこにそういう不況対策という色合いが非常に強い予算になるのではないかというふうには思っておったのですが、私の見方とすれば、あに凶らんや、そういうものになっていないのではないかという印象を持っております。議案質疑でも申しましたけれども、今、ハローワーク別府管内だけでも1月末で5,361人の職を求める方がおられるのに対して有効求人倍率は0.54。きのうのテレビのニュースでやっていましたね、1月末の全国が0.67でしたか。ああ、別府は相当悪いなという印象をそのときも受けたわけですが、しかも1月中に就職が決まった人は439人、就職率は8.2%、こういう雇用情勢。また市内の中小業者も仕事がない、資金繰りが苦しい、こういった声をよく聞くわけでありまして。したがって、こういう実情というか危機に対してどう対応する予算を組むかということが、当然今の重要課題ではないかというふうに思います。

そこで、議案質疑の最後で副市長が答弁していただきましたが、私はいうなら予算の組み替え、ないしは6月に向けての大型補正、こういう不況対策というところに重点を絞った大型補正が要るのではないかということを質問させていただきましたが、副市長の答弁は、どういうふうに言われたのかちょっとはっきりしないのですね。もう一度組む、そういう大型補正を組む用意があるのかどうか、初めに答弁をしていただきたいと思います。

○副市長(松丸幸太郎君) お答えをいたします。

議案質疑のときには、このように答弁をさせていただいたと思っております。国が、第1次補正予算によりまして緊急雇用創出事業、そしてふるさと雇用創生特例交付金など、新しい施策を打ち出しておられます。別府市の新年度当初予算には、予算編成時期の制約等がありまして、検討時間の制約等がありまして、緊急雇用創出事業のみを計上いたしておりますけれども、別府市の厳しい財政事情ではございますけれども、配分されている予算の枠というのもございますので、新年度に入りまして、国の事業等につきまして県とも協議をさせていただきながら、補正予算の対応について内部で検討させていただきたいと思っております。

○14番(平野文活君) 予算時期が、いうなら国の指示が遅かったから市の予算編成には間に合っておらんのだというような今の答弁だったと思いますけれども、しかし、県下

の各市町村の新年度予算では、そういう短期であっても最大限の努力でふるさと雇用の交付金についても要求していますし、日出町なんかでも、緊急雇用だけでも7事業組んでいますよ。ですから、余りにもこの対応が弱過ぎるのではないかという、通常の予算を組むときと同じような考えで予算編成に当たったのではないかというふうに思います。

そこで、今補正予算も採用するというようなお話がございましたので、財源についてちょっとお伺いしたいのです。議案質疑でも申し上げましたけれども、これ、こういうふうなことというのは、市長自身は御存じだったのだろうかということをおもうのですよ。幾つかあるのですけれども、一つは、この間、保健センターの国有地を買うということで財源を振り替えた2億円。この2億円は緊急経済対策として、事業の名前からいうと「地域活性化生活対策臨時交付金」、こういうものからこの2億円は来ているのだという認識があったのかどうか、これが第1点ですね。

それから、緊急雇用に関連して二つの事業があるのですね、第2次補正では。つまり緊急雇用創出事業交付金、大分県に23億来ている。別府市には4,000万円の内示があった。しかし、2,500万円余りしか予算要求しなかったのですね。もう一つは、同じ第2次補正のふるさと雇用再生特別交付金、大分県に48億円来ている。それに対して別府市は新年度予算では一円も要求していなかった。つまりこういう財源があって、予算を組んでくれということが来ているのだということを、市長は御承知だったのだろうかというのが第2点。

三つ目には、地方交付税で麻生内閣が1兆円増額というのを目玉の一つとして大宣伝しておるのですね。そのうちの半分は雇用対策費ですよとって、わざわざ総務省が、「このお金は臨時のお金だから、全額を基金に積んでその用途が地域住民に明らかになるような使い方をしてほしい」、わざわざこういう文書まで来ているのですよということを紹介しましたが、そういうことも御承知の上で今度の本予算を組んだのか。市長自身のそういう、担当課などからそういう情報提供があって、自分も認識した上で予算を組んだのか、その点ちょっと市長自身にお伺いしたいのですが。

○市長（浜田 博君） はい、もう3点ともすべてしっかりと担当から報告を受けて、承知をいたしております。その中で精いっぱい努力をした、こういうことでございます。

○14番（平野文活君） いや、それなら私は、本当にこんな予算でよかったのだろうかと思ってしまうのですよ。つまり緊急経済対策として第2次補正で来た2億円を、一円も地元にとさないまま国有地を買って、いうなら国の財布に戻した。こういう使い方が経済対策と言えるのかどうかと私は思いますし、また、ふるさと雇用云々というのは48億来ていますからね、別府市の人口比率からいえば2億ぐらいは使えるというふうに思うのですけれども、一円も要求しなかった。これは本当にそういうことでよかったのかというふうにね……。いや、承知していたというから驚くわけですよ。そして、わざわざ1兆円増額した交付税についても、そういう文書まで来ているのもわかった上で基金には積まないまま、これは別府には2億4,000万円来ているというふうに議案質疑では答弁がありましたね。この2億4,000万円、どこに消えたかわからないような予算の組み方、本当にそういうことでいいのだろうかというふうに改めて思うわけでありまして。ですから、少なくともそういうものを本来使うべき趣旨に沿って私は第2次補正を組むべき、そういう意味で言うと数億円の財源がある。それに、経済対策に使わなければならん、私はそう思います。

この問題は、かなりしっかり議案質疑でもやりましたので、この項の問題でもう1件質問をさせていただきます。

それは、特別地方交付税ということで今回2億円措置をされております。特別地方交付税とは何かというのを、まず政策推進課長にお伺いします。

○政策推進課長（梅木 武君） 特別地方交付税とは何かということでございますけれども、交付税につきましては、大きく普通交付税と特別地方交付税、いわゆる特別交付税の2種類に分類されております。そのうち総額の6%が特別交付税に当たる、94%は資金が普通交付税に回りまして、残りの6%が特別地方交付税に回るということでございます。そして、特別交付税につきましては、普通交付税で補足されなかった特別の財政需要があること、さらに普通交付税の算定期日、これは8月ぐらいになるのですが、その後生じた災害等のため、特別の財政需要の増加または財政収入、主に税収ですが、その減収があること、さらにその他特別の事情があることなど、これらの事情を考慮して交付されるものとされております。

そして、先ほど言いました普通交付税につきましては、客観的基準を特に重視されております。普通交付税の場合は、測定単位に各種補正を掛けまして、単位費用を掛けて需要額が出るのですが、それにつきましては、国勢調査の人口、世帯数、就業構造、それから学校基本調査における児童・生徒数、学級数など各統計的に国に報告した数値をもとに機械的に算定されるものであります。さっき言いましたように、普通交付税の算定方法の画一性、それから8月末の算定期間からして、普通交付税に反映することができなかった具体的な事情を考慮して交付されるものとされております。つまり普通交付税の機能を補完して交付税制度全体の妥当性を確保するための制度とされております。

それから、交付決定の時期につきましては、12月分と3月分の2回とされております。12月交付の決定分は、総額の3分の1以内の額とされております。

それから、具体的な算定方法につきましては、市町村部に係る特別交付税の算定は、原則として総務大臣から内示された都道府県ごとの額の枠内において、総務省令に基づき知事が市町村ごとの額を算定することとされております。

○14番（平野文活君） 長い答弁をいただきましたけれども、やっぱり簡単に言ったら「特別」という名前がついているとおり、そのときどきの、あるいはその地方地方の特別な事情をかんがみてというか、そういうのを踏まえた交付税というふうに理解します。そういう意味では今年度、新年度の特別交付税の中には不況対策という側面がある。大きな災害があったときには、そういう災害対策という側面があるだろうし、今年度についてはそういう側面がある。したがって、中小業者に対する融資に対する利子補給を市独自でやるとか、あるいは信用保証料に対する補助をつけるとか、こういういわゆる制度融資を円滑に進める、中小業者の資金繰りに対応する、こういう予算を市が組めば、それに対応した計算式があって、最終的には国の査定が当然あるのでしょうかけれども、特別交付税として交付される、こういう仕組みだと思います。

したがって、今度の予算にもそういう利子補給やそういうものもありますが、それは今までの緊急融資ですかね、これの1月か2月か、過去行った緊急融資に対する利子補給であたりするわけでしょう。これから先、まだ資金需要というのは非常に大きいわけですよ。ですから、こうした特別交付税などの財源も活用しながらそういう融資制度、資金需要に対応するという措置を、今後補正予算の中でも組むべきだというふうに思いますが、いかがかというのが第1点。

もう一つは、これは商工課長さんについてながら答えていただきたいのですが、緊急雇用対策で国が4,000億円ということで2種類の交付金を出しておるのですが、議案質疑でどういうものに使えるかという事例を幾つか挙げていただきましたね。私が紹介したのですが、大きな項目だけで紹介していますので、もう少し具体的に、国がどういう事例を挙げておるか紹介をしておきたい。ぜひこういうことは別府市でもやるべきではないか、こう思いますので、あえて挙げておきたいと思います。

例えば福祉関係では、今度放課後児童クラブの指導員の増員というようなことが、一つ

の予算が上がっておりますが、そういうもののほかに、例えば高齢者への家事援助、配食サービス、あるいは病院内の保育所づくり、障がい者の小規模作業所での商品開発や販売促進、あるいは健康診断の受診促進、こういう事業がやれますよ、あるいは産業やその他では、今度観光案内板の調査の予算が上がっておりますが、そのほか耕作放棄地での草刈り事業とか、観光案内所や観光ガイドの増員とか、海岸や公園、観光地の清掃活動とか、定住外国人への日常生活支援とか、こういうメニューも上がっております。教育関係では、今度、通学路のパトロール事業が予算化されましたが、そのほかにも学校サポーター事業としての教育相談、生徒指導、こういうものにも使えますよ、防犯・防火では火災警報器の調査が上がっておりますが、ただ調査だけではなくて普及促進ということだとか、ATM周辺での注意喚起事業とか、いろんな参考事例があるのですね。しかも国はこういう文書を出しています。こういう参考事例を出したのですけれども、「これは参考にすぎません。雇用情勢が急速に悪化しつつある中、自治体が速やかに取りかかることができるように参考事例を示したのであって、各地域の実情を踏まえて取り組んでほしい」という文書をつけておりますね。ですから、今挙げた事業はもちろんのこと、それ以外でも創意的な雇用をふやすための事業というのは、この財源を使ってできるわけですね。ですから、私はぜひ、本来言えばこの新年度予算でもっと具体化してほしかったというふうには思いますが、少なくとも補正ではそういったことを考慮していただきたい。

この2点について、商工課長さん、答弁をお願いします。

○政策推進課長（梅木 武君） 中小企業対策が特別交付税に算入されているので、今後、補正を組む考え方があるのかというお尋ねですけれども、この中小企業対策といいますのが、毎年3月交付分で11月末に県に報告をします。これは実際の執行見込額に計算式で0.6掛けされて0.7掛け、つまり決算見込みの4割2分が国に報告されます。さらに国が支給する、支給というか交付する段階におきまして、さらに0.8掛けされます。ですから、0.6掛け0.7掛け0.8ということは、決算見込みのおおむね3割4分相当が特別交付税に算入されているのではないかと。特別交付税というのは、具体的にこの費目が幾ら入りましたからという通知は来ません。

そして、補正の件ですけれども、国の方も新年度の補正も考えておもしろし、当然担当課も考えているかもしれませんので、補正が出れば適宜その時期の経済状況の判断を見て対応していきたいと考えております。

○商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

今回の国の2次補正の内容につきましては、14番議員さんにも十分御理解をいただいております。また雇用対策の事業例を今、詳しくいただきました。これは内閣府及び厚生労働省の方から事例を示されてございます。ただ議案質疑でも申し上げましたが、ちょっと時間的な問題でこの事例集を各課に配ることができておりませんでした。そういう中で、今後はこの事例集に基づき、また別府の地域に合ったような新たな雇用創出の事業ができないかというのは、各課で検討させていただきます。

また現在、離職者の対策、緊急窓口を、相談窓口を開かせていただいております。御相談を受ける中で、大変離職された方々、本当に一様に安定した職を求めています。新年度に向けて、当てにならない課長でございますけれども、精いっぱい関係各課と、また関係機関と調整をしてみたいと思います。

○14番（平野文活君） 融資対策も補正に組むのかという質問に対して、政策推進課長さんが答弁をされましたが、今の答弁の内容は、今後、国が新しい補正を組んだら考えましょうということですか。過去の第2次補正は、もうすでに組まれておるのですよ。それはちゃんと国が意図したような伝え方をされてないではないか、だからそれを本来の姿に戻す補正を組みなさい、こう私は質問をしたのですが、もうそれは置いておいて、新しい

補正を組んだらまた考えましょう、こういう答弁ですか。

○政策推進課長（梅木 武君） 私は、2億4,000万の組み替えをちょっと失念しておりました。先ほど申しました雇用対策で2億4,100万の雇用対策、交付税に入っている分につきましては、去る議案質疑でも申しましたように、私どもは、いわゆる大事な自主財源であります市税収入4億円マイナスでございます。それから、先ほど29番議員さんがおっしゃいましたように、今年度の決算見込みでの市税収入が約3億程度落ちるのかな。いわゆる国の100年に1度の不況を、別府市としても税収等に大きく影響を受けておりまして、議案質疑でも申しましたこの2億4,000万につきましては、保健センターの整備費等、この前も申しましたように、今後3億円から4億円の工事の財政需要が迫っておりますので、その中で総体的に一般財源として交付税を使わせていただいたというところでございます。

○14番（平野文活君） あなたがそういう答弁をするものですから、また議論がもとに戻るのですよ。つまり、冒頭に市長もこういう使い方でよいのかということで、よく事情を御存じの上で市長もこの決裁をされたのかというのを、質問に対して「そのとおり」というようなお答えがございましたので、あえて政策推進課長さんだけのお考えでやられたのではないな、市長自身のお考えもこういうことなのかなというふうに改めて思うわけですが、しかし、今度の予算、本当にそういうことでいいのでしょうかね。一般財源だから、国が特別枠で1兆円ということで地方交付税を増額した。「これは経済対策に使ってくれ」、こういうふうに言ったことについて、一般財源だから何に使ってもいいではないか。別府は財政難だから、そう国の言うとおりにはありませんよ。そういうような考えで予算を組んで、それが、では浜田市政の考え方なのだとされれば、もうそれまででありますけれども、そんなことで市民が納得するかな。国から数億円に上る経済対策に対する予算が、財源が来ておるのに、その趣旨に沿って使わないで、何かほかに使ってしまった。こんなことで本当に市民のそういう苦難にこたえることになるのかというふうに思いますが、市長、どう思いますかね。もう一度御答弁ください。

○企画部長（亀山 勇君） お答えをいたします。

確かに、議員御指摘のようなことでございます。ただ地方交付税につきましては、地方交付税の仕組み等について、また予算の編成の中での考え方について、政策推進課長が答弁したという形だと思います。ただこの景気対策、景気不況というのは、今デフレの傾向で、まださらに厳しくなるというふうな考えでもございますし、これに対して国の方も追加経済対策という形で今後補正を考えているというふうな考えでございますので、私どもも今回は間に合わなかったかも知れませんが、今後の補正の中でしかるべき対応をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○14番（平野文活君） いや、今まで第1次、第2次、そして本予算というふうに麻生内閣は「ホップ・ステップ・ジャンプ、3段跳び」とか何かいうようなことも言っていましたよね。そういうような国が触れ込みで出されて、何億円か別府市に使えるお金が来た。それをそういうのに使わないで、例えば今度この本予算が通過して、また大型補正を国が組むとして、そしてまた財源がまた何ばか来たとしても、本当に不況対策に使ってくれるのかな、別府市は。そういう疑問さえ持ちますよ。

市長、ちょっと。財政課長さんとかは異動や何かで変わるではないですか。市長自身の、まだ早いかもしれんけれども、6月補正に対する考え方、本当に緊急経済対策という補正を組もう、組まなければならないというふうに思っておるのかどうか。その財源をどういうふうにしようと考えておるのか、ちょっと市長自身のお考えも聞かせてほしいのですね。

○市長（浜田 博君） 先ほどからお答えいたしているように、緊急経済対策の重要性は十分に認識した上で、今こういう状況にあるということをぜひ御理解いただきたい。

○14番（平野文活君） 重要性を認識した上でわずか4事業、雇用で。わずか4事業、2,500万円。雇用人数は39人、雇用期間は2月から6か月という一時的な、もうこれだけしかないのですよ、別府の緊急経済対策と言えるものは。私はそう思います。何かほかにあるというのだったら、言ってください。それを市長までそういうような御答弁で、それは非常に改めてびっくりしております。随分この問題では議論しましたので、この辺にして、次に進みたいというふうに思います。

ポートピアのことについては、市長の記者会見がございまして、同意しないという最終判断がされました。この最終判断の決め手になったのは何かということ、この1点お問い合わせをしたいと思います。

○企画部長（亀山 勇君） お答えをいたします。

今の記者会見という形ではないのですけれども、いわゆる記者に、報道関係に発表したという状況でございます。これにつきましては、3月11日に発表させていただきました。最終的な内容・方針というのは、9日に私どもが集まって決定したという考えでございます。内容につきましては、今回の別府競輪場内での場外船券売場の設置につきましては、近隣自治会の意向等を初め、いろんな形で総合的に整理する中で、今回は同意ができないという方針決定をさせていただいた次第でございます。

○14番（平野文活君） いや、ですから、そういう判断になった決め手は何ですかと聞いておるのです。

○企画部長（亀山 勇君） まず1点目は、この場外船券売場のいわゆる設置許可基準でございます。これにつきましては市長の同意、それから地元住民の同意、そして議会が反対をしないことといった条件でございますけれども、このうち、この対象町内が4町内でございますけれども、このうち1町内から反対の要望が出されたということが一つの原因でございます。

○14番（平野文活君） そのとおりだと思いますね。公営競技については賛否両論いろいろあるだけに、地元の合意というのが必要条件として国は定めておるわけですよね。その地元の合意が、例えば1町内であったとしてもとれないということになると、これはできないわけですから。今、三つ挙げました、市長、議会というようなことを挙げましたが、例えばその二つがゴーサインを出したところで、地元の合意がなければできないわけですから、私は今回の決め手になったのは、そういう地元住民の意思というものが、この最終判断の決め手になったのだらうというふうに思います。

私は、この教訓から、やっぱりまちづくりを進める上で住民の意思というものを本当に酌み上げて、そこに沿ってまちづくりを進める、これはいわゆる船券売り場の問題に限らずあらゆる分野で考えるべきことだな、それが一つの今後の教訓ではないかということを思います。ぜひそういう意味で今後とも住民本位のまちづくりを進めていただきたいというふうに要望しまして、次に移ります。

消防行政についてです。過去5年間の火災件数、死者、うち高齢者の死者、あるいは火災原因等について説明をしていただきたいと思います。

○消防本部予防課長（渡辺正信君） お答えをいたします。

過去5年間の火災による高齢者の死者数を見ますと、平成16年は45件の火災が発生をしております、2人の方が亡くなっておりますが、2人とも65歳以上の高齢者でありました。また、その原因につきましては、寝たばこ、そしてマッチの火が着衣に着火をした事例があります。次に平成17年を見ますと、44件の火災が発生をしております、6人の方々が亡くなっております。そのうちの3人が高齢者であり、その原因は寝たばこ等々でございます。次、平成18年は40件の火災が発生をしております、3人の方々が亡くなりまして、そのうちの2人が高齢者であり、その原因はストーブの前

に燃えやすい紙類等を置いておりました。そのストーブの輻射熱によりまして発火をしたという事例があります。次に平成19年は50件の火災が発生をいたしてありまして、4人の方が亡くなっており、そのうちの2人が高齢者でありました。その原因につきましては、調理中に心筋梗塞を起こしまして意識を失い、コンロの火が壁のベニヤ板に着火をしたという事例があります。それから、平成20年は住宅用火災警報器の設置促進に伴う啓発活動が功を奏したというようなことがあったのでしょうか、発生件数が35件と減少をいたしました。3名の方が亡くなっておりますけれども、そのうちの2名が高齢者となっております。その原因は、ストーブ給油中の取り扱い不注意です。過去5年間で11名の高齢者の方が亡くなっておる。火災発生時間は、睡眠時間帯の火災が多く、7名の方々が逃げおくれが原因で亡くなっておるところであります。

○14番（平野文活君） 5年間で18名の方が亡くなり、そのうちの11名、約60%が高齢者ということは、いわゆる災害弱者というのか、高齢者や障がい者というのは「災害弱者」とよく言われますが、この死者の内容を見てもそういうことが数字にあらわれているなというふうに改めて思いました。

そこで、全戸に火災警報器を取りつけるということが、平成23年6月1日に義務化されるということなのですが、あと2年2カ月。具体的にはどのようにして進めるのだろうか。基本的な考え方として、23年6月1日から義務化されるのだから、それから本格的に取り組もうというふうに考えているのか、23年6月1日までは別府市内100%目指そうというふうに考えておられるのか。そこら辺の基本的な立場といいますか、お伺いしたいと思います。

○消防本部予防課長（渡辺正信君） お答えをいたします。

基本的には平成23年5月31日までに100%設置を目指したいと考えております。

○14番（平野文活君） はい、ありがとうございます。そういう姿勢が大事ではないかというふうに思います。

そうすると、そのために何をするかという問題なのですが、一つはこの警報器の購入です。購入について。言うなら詐欺行為ね。この間、宇佐で会議をしておったら、町内のスピーカーで、「定額給付金の支給を装った詐欺行為が予想されます。気をつけてください」なんて言って、マイクで言っておった。定額給付金もそうですけれども、これもそうだと思うのですよ。警報器も、「消防署の方から来ました」なんという笑い話がありますけれども、本当、笑い話にならないようなことが起こりかねない。ですから共同購入、いろんな町内会だとか、いろんな協力を得ながらやるという考え方もあるというふうに思いますし、ですから、そのためには、いろんな人がおりますから、金額もいろんなレベルがあるというふうにも聞いておりますし、個人個人に任せるだけではなくて、一定のやっぱり性能のある物を、低所得者に対しては一定の補助制度もつくるとかいろいろしながら、やっぱり一気にやるというか、共同購入方式なども必要ではないかというふうに思うのですが、この点どうするか。

もう1点は、取り付けはどうするかということなのですが、高齢者や障がい者家庭などへは、自分で高い天井に取りつけきらんという方が多いのではないかなと思うのです。それに対する支援策というのも市が考えながらこの普及促進をやるという、この調査をするという予算が今出ているのですけれども、そういう購入だとか取り付けとか、そういうことも見越した上で同時に進めていくということが大事ではないかなと私は思うのですが、そういう点いかがでしょうか。

○消防本部予防課長（渡辺正信君） お答えをいたします。

議員お尋ねの件、二つあると思います。一つは、住宅用火災警報器の購入補助を創設したらどうか、今一つは、高齢者、いわゆる災害弱者が住宅用火災警報器を購入した場合、

なかなか取りつけが難しいということで、その補助はできないかというようなことであろうかと思います。

1点目の補助制度につきまして、この住宅用の火災警報器は、みずからの命はみずからが守るという原則のもとに自己責任において設置していただくものであることから、早期設置者に対しましての補助等の優遇措置は、消防本部といたしましては、現状においては考えておりません。ただし、住宅用火災警報器の設置が早いほど火災に対する安全性が高まりますので、早期設置の重要性を理解していただくよう広報の強化に努めるとともに、安価に購入できるように、議員おっしゃるとおり共同購入を呼びかけてまいりたいと考えております。

今一つの警報器取り付け補助については、いわゆる災害弱者に対する補助ということで、さきの12月市議会でも答弁させていただいておりますけれども、ひとり暮らしの高齢者の方々など、先ほど来申し上げております災害弱者の方々につきましては、消防職員はもとより消防団、そして昨年7月に結成をされました婦人防火クラブ等々に協力を積極的に呼びかけまして、さらには民生委員さん等にも協力をお願いするとともに、共助の精神を訴え、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○14番（平野文活君） 「自己責任」というふうに言い切ってしまうと、これまた100%というときにどうなのかなというふうには思うのですよ。ですから、ぜひ今後の課題としては考えていただきたいのですが、これはいわば臨時の短期の事業ですよ、一つのゴールを切った。ですから、今度の緊急雇用対策の費用とか緊急経済対策の補正予算で出る、今、こういうのでやっている、対応している市町村もあるのですよね。ですから、いろんな考え方がありますので、ただ火災予防というだけではない、経済対策とか雇用対策とか、そういう側面もあわせ考慮いただいて、ぜひ本当に100%になるように努力していただきたいと思います。

最後に、環境行政の問題です。これも私は再三にわたって問題にしていまいりました。

そこで2点だけお伺いしたいのですが、市の施設から出る温室効果ガス、これの削減計画というのを別府市がこのほどつくりました。第2期率先実行計画ですね。この内容についてお伺いをいたします。

市の施設からこれまで出ていたいわゆるCO₂に換算をしたものは、平成12年度の調査というのがありますね。そのときに3万8,347トンという測定をしておりますね。そのうちの2万1,641トン、56%がごみの焼却によるものというふうに分析をし、なぜこれほどごみからCO₂が出るのかというと、可燃物の総量に占めるプラスチックの組成率が多いことが原因だ、こういうふうに第1期計画には書いてあるのですね。これを踏まえて、この第1期計画というのは12年度から14年度につくったのですかね、18年ですか、19年までですか、この間。そして今度第2期になったのですから、これが第1期計画がどの程度CO₂が削減できたのか。第2期計画は平成24年までということなのですが、どれくらい減らそうという計画になっているのか。まずお答え願いたいと思います。

○環境課長（衛藤保美君） お答えいたします。

今回の率先実行計画の概要でございますが、この計画は別府市の事務事業を対象に温室効果ガスの排出抑制を積極的に取り組むことで作成をいたしました。平成24年度を目標年度とし、18年度を基準に廃棄物、市の一般施設、特別対象施設からの温室効果ガス排出量についてそれぞれ策定目標を定め、実践していくことにしております。廃棄物につきましては、平成24年度の一般廃棄物処理予測発生量をもとに目標を設定いたしました。また一般施設、特別対象施設につきましては、京都議定書に合わせ目標年次までに6%の削減を目指しております。具体的には電気量の削減、燃料使用量の削減、水使用量の削減、

廃棄物の減量、リサイクルの取り組みを実践していきます。

それから、12年度策定のときには目標数値を設定しておりませんでしたので、効果については明確ではありませんが、全体としてはプラスになっておりますけれども、その他、先ほど言いました一般施設、それから特別施設からの分についてはマイナス10%ぐらいの削減ができておると思います。ただし、廃棄物の分につきましては、増加がありますので、全体としては9%のプラスになっていると認識しております。

○14番（平野文活君） これは削減計画ですよ、ふやす計画ではないですよ。だから第1期計画は12年度の測定をして、そして18年度に測定をして、この6年間でふえたのか減ったのか。ふえたとしたら何がふえたのか、何が減ったのか。もう1回説明してください。

○環境課長（衛藤保美君） 先ほど答弁いたしましたように、その他一般施設から出る分、それから特定対象施設から出る分については、マイナス10%の削減ができております、12年から比べまして。それから廃棄物につきましては、先ほど申しました一般廃棄物処理基本計画を参考にしておりますので、どうしてもプラス24という数字が出ておる状況でございます。

○14番（平野文活君） 端的に言いますと、この第1期計画で減らすつもりがふえたのですね、全体としては。3,500トン、9%ふえたのです。ところが、市の職員の電気を消したり自動車の運転をしたり、いろんなさまざまな努力ですね。一般事業については10%減りました。ふえたのはごみです。ごみから出るCO₂です。ごみを除く一般事業では1,720トン減らしたのですよ。ところが、ごみ関係で5,215トンもふやした。したがって、差し引きプラスになった。削減するつもりがふえたのですよ。これは削減計画ではないですね。こういう教訓を踏まえて第2期計画をつくったのだらうと思うのですが、では第2期計画はどういう目標になっておりますか。先ほどちょっと説明がありましたけれども、平成24年度までに全体で1,070トン減らしますと。18年度の市の施設から出るCO₂は4万1,842トンあるのですよ。そのうち24年までに1,070トン減らしますと、こういう数字なのです、目標なのですよ。第1期計画は、目標がないということ、目標のないものは計画ではないと私は言いましたけれども、今度の第2期計画は余りにも小さい、ささやかな目標。削減目標は2.4%なのですね。ところが、この2.4%というささやかな削減目標でも、中身を見るとごみ関係は140トン減らすだけでいいですよ、今より0.5%減らせればいいですよ、その他で6%減らしますから。こういう計画なのですよ。なぜごみ関係だけにそんなに……、ごみ関係から一番CO₂が出るのでしょうか。ここをマークしないで、一般の職員の自動車の運転の仕方が、急発進はだめですよ、それから電気は、窓際の電気は消さないよとか、細々とした職員に努力を求めている計画になっていますよ、今度のやつは。それはそれでしなければいけません。いけませんけれども、市の施設でCO₂を一番出しているごみ焼却、ここに対してはなぜこんなに甘い目標しか示せないのか。何か意図があるのではないかというような、本当、疑いさえ持ちます。

もう、ちょっと時間がありませんから、あれですけども、広域圏の議会で別府の議員さんがみんなで去年は藤沢市に行きましたね。ことしは京都市に行きました。藤沢市では、同じような考えでいろいろ分別の努力をして、五つの炉で690トンの処理能力を持っておったのですが、これを炉を三つにする。焼くのは二つで230トンだったかな、二つにする。もう一つはバイオマス炉をもう1基。五つの炉を3炉に絞って、能力も690トンから300トンぐらいに落とすのですね。それだけごみを減らす、焼くのを減らすという計画なのですね。京都市でも、15の炉があったのですけれども、もう現在、五つの炉は廃止の方向で休止しています。つまりごみは焼かないでとにかく資源化、リサイクルする

のだというのがもう流れなのですね。ところが、別府市ではそれをやらない。

先ほど中期計画とか何とかいうので計算をしたと言っておりますが、ごみの中に含まれるプラスチックの含有率というか組成率というか、これが非常に高いのでこういう結果になるというのを第1期の計画の中で分析していますね。今度の2期計画をつくる際のごみの中に含まれるごみの組成率、何%で計算をしましたか。

○環境課長（衛藤保美君） お答えいたします。

18年度の組成率を使いまして、20.7%でございます。

○14番（平野文活君） 19年度の組成率が何%だというふうに広域圏事務局が発表しているか、御存じですか。

○環境課長（衛藤保美君） お答えいたします。

19年度の数値は、25.9%と聞いております。

○14番（平野文活君） そうでしょう。そうすると1年でもうこの計算が狂うのですよ。20%で計算をしている。それが1年後には25%を超えた。午前中の1番議員さんの答弁の中にもありましたけれども、いわゆる自然由来の紙だとか食品だとか、そういったものを焼いて出るCO₂は、これは自然に返すということでいわゆるカウントしない、いわゆる化石燃料、いわゆるプラスチック類、これを焼くことによって出るCO₂を、ごみから出る温暖化ガスとしてカウントする。ですから、プラスチックを減らさなければCO₂は減らないのですよ。ところが、減らすどころか20%で計算しておるでしょう。もう現実には25%になっておる。これはもうこの第2期計画自身が前提が崩れておるのですよ。ですから、1期計画が減らすつもりだったが、結果はふえた。第2期計画も、今のままでは減らすつもりがふえたということになりかねないと思います。これを少なくとも全体6%、一般の事業は6%やりなさいよ、ごみ関係は0.5%の削減でいいですよなんといったら、そのごみ関係は減らさんでいいというお墨つきを与えた計画にこの第2期計画はなるのではないかと、こう思うのですが、最近つくって、これは市長もゴーサインを出したと言われたので、これ、もうできた端からつくりかえろというものなんではございますけれども、私は率直に言って目標としてもうちょっといいものができることを期待したのですが、残念でした。やっぱり私は本格的に環境行政の転換が必要だというふうに思います。

そこで最後に、いわゆる分別のことを聞きます。再三言っておりますが、22年度から第5期分別収集計画では、その他プラスチック、その他紙類の分別収集の市が直接定期収集をやりますというふうに書いてある。それをちょっと見直すと言ってずっときたのですが、一体どういうふうに見直して、22年度からは何を実行しようとしているのか、答えていただきたいと思います。

○環境課参事（中山 啓君） お答えします。

家庭から排出され、ごみの大半を占める容器包装ごみにつきまして、ごみの量を減らしまして、再利用し、再生利用するために分別収集計画を策定しております。平成19年6月に作成した現在の第5期分別収集計画の期間につきましては、平成20年4月を始めたとする5年間で、3年ごとに見直し・改定することになっております。現在、リサイクル事業の一つの例としまして、紙パックにつきましては、リサイクル情報センターを中心に市内15カ所の施設におきまして拠点回収をしております。平成19年度は、回収量につきましては330キログラムでしたが、平成20年度は2月末現在で1,600キログラム、1.6トンと急増しています。

議員御指摘のようにその他紙・プラ・容器包装の中でも、平成21年度一部実施に向けてペットボトルのキャップなどの拠点回収を検討しております。今後も、議員御指摘のありましたプラ製用品につきましても、調査研究を進めていきます。

○14番（平野文活君） 22年度実施と書いたこの分別計画で具体的に、今、答弁の中で「やります」と言ったのは、ペットボトルのキャップだけ、キャップだけです。これで本当にプラスチックごみを減らせるのか。しかも拠点回収と言いましたね。そのペットボトルのキャップを、どれぐらいの箇所の拠点で回収するのですか。

○環境課参事（中山 啓君） お答えします。

ペットボトルキャップのふたの分別収集の見込みですが、本市の年間のペットボトルの回収量は約240トン、全ペットボトルを1.5リットルの容器と想定した場合、ペットボトルの本体が60グラム、キャップが3グラムと見ております。そこで計算しまして、約381万個のペットボトルが回収されておりますので、市民の協力度を30%とした場合……（「拠点場所」と呼ぶ者あり）拠点場所につきましては、リサイクル情報センターを中心に市内の公共施設を予定しております。重量としまして少ないのですが、約3.4トンを見込んでおります。

○副議長（萩野忠好君） 時間です。

○14番（平野文活君） 分別回収するといっても1カ所だけ。もう余りにもお粗末きわまりないということを言って、終わります。

○副議長（萩野忠好君） これをもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。あす17日から24日までの8日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、25日定刻から開会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。

よって、あす17日から24日までの8日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、25日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時50分 散会